



農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、輸入許可証票（第三号様式）及び輸入禁止品輸入許可指令書（第三号の二様式）を交付するものとする。

前項の輸入許可証票の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該輸入禁止品の各こん包に添付して発送させなければならない。

農林水産大臣は、法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、輸入禁止品廃棄等命令書（第三号の三様式）を交付するものとする。

（輸入禁止品の輸入後の管理施設の基準）

**第七条の二** 法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準は、次に掲げる基準とする。

一 天井・壁及び床が、輸入禁止品が分散しない構造であつて、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しない構造であること。

二 輸入禁止品の種類に応じて出入口及び開口部に必要な分散防止措置がとられていること。

三 オートクレーブ等の殺虫・殺菌設備その他輸入禁止品を適切に処理するために必要な設備を有していること。

四 その他輸入禁止品の種類に応じて当該輸入禁止品の分散を防止するために必要な構造、設備及び機能を有していること。

五 輸入禁止品を安全かつ適切に管理できる知識及び技術を有する責任者を配置していること。

（輸入禁止品の輸入許可の条件）

**第八条** 法第七条第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

一 植物防疫所として輸入すること及びその他輸送又は荷造りの方法に関すること。

二 輸入した輸入禁止品の容器包装の輸入許可に関すること。

三 輸入した輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。

四 輸入した輸入禁止品の管理の責任者に関すること。

五 当該輸入禁止品の譲渡その他の处分の制限又は禁止に関すること。

六 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生したことにおける通知及びその措置方法に関すること。

農林水産大臣は、法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

（輸入禁止地図及び輸入禁止植物）

**第九条** 法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

一 別表一に掲げる地域及び植物（同表に掲げる基準に適合しているものを除く。）

二 別表二の二に掲げる地域及び植物（同表に掲げる基準に適合しているものを除く。）

三 別表一の二に掲げる地域及び植物（栽培の過程で検査を行う必要があるものであつて同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。）

（輸入検査の申請）

**第十一条** 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入しようとする者は、法第八条第一項ただし書の場合を除き、その植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を積載した船舶（航空機）の入港（着陸）後、遅滞なく、植物防疫官に検査申請書（第四号様式）を提出しなければならない。（検査の場所及び期日）

**第十二条** 植物防疫官は、第十条の申請があつたときは、当該申請者に対し、検査を行う場所及び検査の期日をあらかじめ通知しなければならない。

（検査品の運搬等）

**第十三条** 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装を検査した場所又は植物防疫所で行わなければならない。ただし、大量の貨物であることその他の特別の事由によりこれらの場所で行なうことができないときは、他の植物防疫所その他適當な消毒施設又は焼却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。

（農林水産省令で定める種苗）

**第十四条** 法第八条第七項の種苗を次のように定める。ただし、輸入後栽培されないでそのままの旨を当該申請者に通知するものとする。

五項の規定により付した条件を変更することがある。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

（輸入禁止地図及び輸入禁止植物）

**第十五条** 植物防疫官は、法第八条第七項の隔離栽培を必要と認めるときは、当該種苗の收受を停止して（郵便物の場合にあつては当該種苗を日本郵便株式会社の事業所から受領して）当該種苗を輸入した者（郵便物の名宛人を含む。以下同じ。）に対し文書（第五号様式）で次の事項を通知するとともに、期限を付して隔離栽培ができるかどうか、できる場合には隔離栽培する場所（位置及び付近の状況）及び管理責任者について回答を求めなければならない。

一 当該植物を一定期間隔離された土地又は場所で栽培しなければならないこと。

二 植物防疫官の検査が終了するまでの期間当該種苗（その生産物を含む。以下この条及び第十七条第二項において同じ。）を隔離された土地又は場所の区域外へ移動してはならないこと。

三 隔離期間中当該種苗に検疫有害動植物が発生し、又は異状があつたときは、その旨を遅滞なく植物防疫官に通知すべきこと。

四 植物防疫官の指示があつたときは、その指示する措置を実施すべきこと。

**第十六条** 植物防疫官は、前条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を命ずることができると認めるときは、当該種苗を輸入した者に対し、当該種苗に隔離栽培命令書（第六号様式）を添えて送付しなければならない。

（消毒又は廃棄の実施）

**第十七条** 植物防疫官は、第十五条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を自ら実施することが適当であると認めるときは、当該種苗を植物防疫所に送付し、当該種苗を輸入した者に通知しなければならない。

（処分後の通知）

**第二十一条** 植物防疫官は、法第九条第一項から第三項までの規定により、植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装を廃棄したとき又は輸入禁止品及びこれららの容器包装につき運搬、荷解き、荷造りその他の措置をしなければならない。

（処分後の通知）

**第二十二条** 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定により、消毒又は廃棄を命ぜられた者は、植物防疫官の立会の下に当該措置を実施しなければならない。

（消毒又は廃棄の実施）

**第二十三条** 植物防疫官は、法第九条第一項から第三項までの規定により、植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれららの容器包装を廃棄したとき又は消毒したため著しく毀損したときは、これを所有し、又は管理する者（郵便物の場合にあつてはその名宛人）に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、証明書（第九号様式）を交付しなければならない。

2 植物防疫官は、法第八条第五項の規定により郵便物を検査し、法第九条第一項から第三項までの規定により郵便物を消毒し、若しくは廃棄するため、当該郵便物を日本郵便株式会社の事業所から受領したとき又は第十五条の規定により当該種苗を日本郵便株式会社の事業所から受領したときは、当該日本郵便株式会社の事業所に受領証（第十号様式）を交付しなければならない。

（隔離栽培品の処分）

**第十八条** 植物防疫官は、第十五条の通知に対す

ない旨の回答があり、且つ、自ら隔離栽培することができないときは、当該種苗を廃棄するものとする。

2 農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の許可を受けた者から申請があつた場合においては、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第七条第一項の規定により付した条件を変更することがある。

2 農林水産大臣は、法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

一 ゆり、チユーリップ、ヒヤシンス等の球根（隔離栽培）

二 ばれいしょの塊茎及びさつまいもの塊根（隔離栽培）

三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹（隔離栽培）

四 さとうきびの生茎葉及び地下部（隔離栽培）

（農林水産省令で定める種苗）

2 農林水産大臣は、法第八条第七項の證明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。ただし、法第八条第一項の規定によつて農林水産大臣が指定した検疫有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、若しくは添付し、又は交付するものとする。

2 農林水産大臣は、法第八条第七項の證明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。ただし、法第八条第一項の規定によつて農林水産大臣が指定した検疫有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、若しくは添付し、又は交付するものとする。

2 農林水産大臣は、法第八条第七項の證明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。ただし、法第八条第一項の規定によつて農林水産大臣が指定した検疫有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、若しくは添付し、又は交付するものとする。

2 農林水産大臣は、法第八条第七項の證明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。ただし、法第八条第一項の規定によつて農林水産大臣が指定した検疫有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、若しくは添付し、又は交付するものとする。

2 農林水産大臣は、法第八条第七項の證明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。ただし、法第八条第一項の規定によつて農林水産大臣が指定した検疫有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、若しくは添付し、又は交付するものとする。

(廃棄又は消毒命令書)

**第二十二条** 植物防疫官は、法第九条第一項又は第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があつたときは、廃棄又は消毒命令書(第十一号様式)を交付しなければならない。法第四条第二項の規定により廃棄又は消毒を命じた場合もまた同様とする。

**第二十二条の二** 法第九条第六項において準用する法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に申請書(第十一号の二様式)を提出して行うものとする。

**第二十二条の三** 農林水産大臣は、法第九条第三項第二号の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、輸入禁止品利用許可指令書(第十一号の三様式)を交付するものとする。

**第二十二条の四** 農林水産大臣は、法第九条第六項において準用する法第七条第六項の規定により廃棄その他必要な措置を命じた場合においては、第七条第四項の規定を準用する。

**第二十二条の五** 法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準については、第七条の二の規定を準用する。

**第二十二条の六** 法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定によつて付された条件は、通常次の事項とする。

**第二十二条の七** 譲り渡された輸入禁止品の輸送又は荷造りの方法に関すること。  
二 譲り渡された輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。  
三 譲り渡された輸入禁止品の管理の責任者に関すること。

**第二十二条の八** 当該輸入禁止品の譲渡その他の处分の制限又は禁止に関すること。  
**第二十二条の九** 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。

**第二十二条の十** 農林水産大臣は、法第九条第三項第二号の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定により付した条件を変更することがある。

変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

### 第三章 輸出植物等の検査

**第二十三条** 法第十条第一項の植物又は物品及び輸出検査の申請

これらの容器包装の検査を受けようとする者は、植物防疫官に検査申請書(第十二号様式)を提出しなければならない。

**第二十四条** 法第十条第一項の検査は、植物防疫所で行う。ただし、当該植物又は物品及びこれらの容器包装の所在地で検査を受けたい旨の申請があつた場合において、植物防疫官が必要と認めるときは、当該所在地で行うことができる。

**第二十五条** 植物防疫官は、第二十三条の規定により検査を申請した者に對し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

**第二十六条** 植物又は物品及びこれらの容器包装を輸出しようとする者が、法第十条第一項の規定により検査を受けるときは、第十二条の規定を準用する。

**第二十七条** 植物防疫官は、法第十条第三項の植物検疫證明書の様式は、第十三号様式(植物又は物品及びこれらの容器包装が再輸出されるものである場合にあつては第十三号の二様式)とする。ただし、輸入国が輸入に当たり、これと異なる様式の植物検疫證明書を必要としている場合には、その様式によるものとする。

**第二十八条** 植物防疫官は、輸入国が輸入に当たり、法第十条第三項の規定による植物検疫證明書の交付に加え、植物検疫證明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装への押印を必要としているときは、植物検疫證明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装が輸入国の要求に適合しない場合はこれららの容器包装が輸入国への返還を命じるとともに、前条第二項の規定により付した条件を変更することある。

**第二十九条** 第二十三条の規定による検査を申請した者が当該申請に当たり、登録検査機関が行った検査(法第十条の四第一項第一号に規定する登録による検査をいう。次条から第三十一条までの十四までにおいて単に「検査」という。)において輸入国との要求に適合している旨の確認をした旨を当該登録検査機関が記載した書類(以下「検査報告書」という。)を第二十三条の検査申請書に添付して提出した場合は、植物防疫官は、法第十条第五項の規定により、法第十条第一項又は第四項の検査の一部を行わないことができる。

**第三十条** 法第十条の二の登録の申請は、申請書(第十四号様式)を農林水産大臣に提出してしなければならない。

**第三十一条** 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録

二 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書

三 申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録

四 登録免許税の納付に係る領收証書

五 次の事項を記載した書類

イ 検査の業務(以下「検査業務」という。)の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項

ロ イメージ掲げるもののほか、検査業務の実施方法に関する事項

ハ 検査業務以外の業務を行つている場合における事項

ニ は、当該業務の概要及び全体の組織に関する事項

六 前項の申請を行つた者が法第十条の四第一項各号の規定に適合することを説明した書類

七 その他参考となる事項を記載した書類

八 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

**第三十二条** 植物防疫官は、法第十条第四項の規定による検査の結果、当該植物又は物品若しくはこれららの容器包装が輸入国への返還を命じるとともに、前条第二項の規定により付した条件を変更することある。

**第三十三条** 植物防疫官は、法第十条の四第一項及び第十条の六第三項において準用する

定により押印した場合は当該押印を抹消しなければならない。

(検査の一部を行わないことができる場合)

**第三十四条** 法第十条の四第一項第一号に規定した者が当該申請に当たり、登録検査機関が行

った検査(法第十条の四第一項第一号に規定す

る登録による検査をいう。次条から第三十一条までの十四までにおいて単に「検査」という。)に

おいて輸入国との要求に適合している旨の確認をした旨を当該登録検査機関が記載した書類(以下「検査報告書」という。)を第二十三条の検

査申請書に添付して提出した場合は、植物防疫

官は、法第十条第五項の規定により、法第十条

第一項又は第四項の検査の一部を行わないこと

ができる。

**第三十五条** 法第十条の四第一項第一号に規定する登録検査機関の登録

登録台帳の登録事項の記載

を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示す

るものとする。

**第三十六条** 法第十条の四第一項第一号に規定する登録検査機関が記載した書類(以下「検査報告書」という。)を第二十三条の検

査申請書に添付して提出した場合は、植物防疫

官は、法第十条第五項の規定により、法第十条

第一項又は第四項の検査の一部を行わないこと

ができる。

**第三十七条** 法第十条の四第一項第一号に規定する登録検査機関の登録

登録台帳の登録事項の記載

を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示す

るものとする。

**第三十八条** 法第十条の四第一項第一号に規定する登録検査機関の登録

登録台帳の登録事項の記載

を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示す

るものとする。

**第三十九条** 第二十三条の規定による検査を申請

した者が当該申請に当たり、登録検査機関が行

った検査(法第十条の四第一項第一号に規定す

る登録による検査をいう。次条から第三十一条までの十四までにおいて単に「検査」という。)に

おいて輸入国との要求に適合している旨の確認を

した旨を当該登録検査機関が記載した書類(以下「検査報告書」という。)を第二十三条の検

査申請書に添付して提出した場合は、植物防疫

官は、法第十条第五項の規定により、法第十条

第一項又は第四項の検査の一部を行わないこと

ができる。

**第四十条** 法第十条の四第一項第一号に規定する登録検査機関の登録

登録台帳の登録事項の記載

を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示す

るものとする。

**第四十一条** 法第十条の四第一項第一号に規定する登録検査機関の登録

登録台帳の登録事項の記載

を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示す

るものとする。

場合を含む。の登録は、登録台帳(第十五号様式)に記帳して行う。

農林水産大臣は、登録台帳の登録事項の記載

を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示す

るものとする。

**第四十二条** 法第十条の四第一項第一号に規定する登録検査機関の登録

登録台帳の登録事項の記載

を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示す

るものとする。

**第四十三条** 法第十条の四第一項第一号に規定する登録検査機関の登録

登録台帳の登録事項の記載

を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示す

るものとする。

**第四十四条** 法第十条の四第一項第一号に規定する登録検査機関の登録

登録台帳の登録事項の記載

を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示す

るものとする。

**第四十五条** 法第十条の四第一項第一号に規定する登録検査機関の登録

登録台帳の登録事項の記載

を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示す

るものとする。

**第四十六条** 法第十条の四第一項第一号に規定する登録検査機関の登録

登録台帳の登録事項の記載

を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示す

るものとする。

**第四十七条** 法第十条の四第一項第一号に規定する登録検査機関の登録

登録台帳の登録事項の記載

を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示す

るものとする。

**第四十八条** 法第十条の四第一項第一号に規定する登録検査機関の登録

登録台帳の登録事項の記載

を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示す

るものとする。

**第四十九条** 第二十三条の規定による検査を申請

した者が当該申請に当たり、登録検査機関が行

った検査(法第十条の四第一項第一号に規定す

る登録による検査をいう。次条から第三十一条までの十四までにおいて単に「検査」という。)に

おいて輸入国との要求に適合している旨の確認を

した旨を当該登録検査機関が記載した書類(以下「検査報告書」という。)を第二十三条の検

査申請書に添付して提出した場合は、植物防疫

官は、法第十条第五項の規定により、法第十条

第一項又は第四項の検査の一部を行わないこと

ができる。









|                              |  |
|------------------------------|--|
| 附 則 (昭和五十七年七月一五日農林水產省令第三二四号) | この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。  |
| 附 則 (昭和五七年八月二十四日農林水產省令第五二号)  | この省令は、昭和五十七年八月二十六日から施行する。  |
| 附 則 (昭和五七年一二月六日農林水產省令第五三号)   | この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。   |
| 附 則 (昭和五九年一〇月二九日農林水產省令第四二号)  | この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。   |
| 附 則 (昭和六〇年七月一二日農林水產省令第三一号)   | この省令は、公布の日から施行する。  |
| 附 則 (昭和六〇年七月一五日農林水產省令第三三号)   | この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。   |
| 附 則 (昭和六〇年八月一二日農林水產省令第四一号)   | この省令は、昭和六十年九月一日から施行する。   |
| 附 則 (昭和六〇年一〇月二二日農林水產省令第四八号)  | この省令は、昭和六十一年十月二十四日から施行する。  |
| 附 則 (昭和六一年一月四日農林水產省令第一号)     | この省令は、昭和六十一年二月六日から施行する。  |
| 附 則 (昭和六年三月二十五日農林水產省令第九号)    | この省令中別表一の四の項の改正規定は昭和六十一年四月一日から、同表の十二の項の改正規定は昭和六十一年五月一日から施行する。      |
| 附 則 (昭和六年三月一日農林水產省令第六号)      | この省令は、公布の日から施行する。  |
| 附 則 (平成元年二月二〇日農林水產省令第四七号)    | この省令は、昭和六十二年三月一日から施行する。  |
| 附 則 (昭和六二年二月一〇日農林水產省令第一号)    | この省令は、昭和六十二年三月一日から施行する。  |
| 附 則 (昭和六二年九月二八日農林水產省令第三三号)   | この省令は、昭和六十二年十月一日から施行する。  |
| 附 則 (昭和六二年一一月二七日農林水產省令第四二号)  | この省令は、昭和六十三年十一月三十日から施行する。  |
| 附 則 (昭和六三年二月六日農林水產省令第二号)     | この省令は、昭和六十三年二月八日から施行する。  |
| 附 則 (昭和六三年二月二七日農林水產省令第六号)    | この省令は、昭和六十三年三月一日から施行する。  |
| 附 則 (昭和六三年六月一七日農林水產省令第三三号)   | この省令は、昭和六十三年六月二十日から施行する。   |
| 附 則 (昭和六三年六月三日農林水產省令第二八号)    | この省令は、昭和六十三年六月二十一日から施行する。  |
| 附 則 (昭和六三年七月一五日農林水產省令第三七号)   | この省令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。   |
| 附 則 (昭和六三年一一月二九日農林水產省令第五七号)  | この省令は、昭和六十三年十一月五日から施行する。   |
| 附 則 (平成四年四月六日農林水產省令第一三号)     | この省令は、平成三年七月二十日から施行する。   |
| 附 則 (平成四年五月六日農林水產省令第二四号)     | この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定中「高松空港」を加える部分は、平成四年四月二十日から施行する。 |

附 則（平成五年一月二七日農林水産省  
令第二号）  
この省令は、平成五年二月一日から施行す  
る。

附則（平成五年一月二七日農林水産省令  
令第二号）  
この省令は、平成五年二月一日から施行する。  
この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繩糸価格安定法施行規則、繩検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糞検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粹種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋洋の海域におけるすわいがい等漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、ベニズワイガニ漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。  
平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式に

による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

**附 則** (平成五年五月二八日農林水産省令第二四号)

この省令は、平成五年六月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成七年四月二日から施行し、第三条の規定は、平成七年四月四日から施行する。

**附 則** (平成五年一〇月二十五日農林水産省令第五九号)

この省令は、平成五年十月二十九日から施行する。

**附 則** (平成五年一〇月二九日農林水産省令第六一号)

この省令は、平成五年十月三十日から施行する。

**附 則** (平成六年一月一四日農林水産省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成六年四月一一日農林水産省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成六年四月四日から施行する。

**附 則** (平成六年四月二二日農林水産省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成六年四月四日から施行する。

**附 則** (平成六年八月二二日農林水産省令第五三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成六年九月二日農林水産省令第五五号)

この省令は、平成六年九月四日から施行する。

**附 則** (平成六年一〇月二十五日農林水産省令第七三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の二の項及び別表四の一の項の改正規定は、平成六年十一月十日から施行する。

**附 則** (平成七年一月一八日農林水産省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成七年三月三一日農林水産省令第二五号)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成七年四月二日から施行し、第三条の規定は、平成七年四月四日から施行する。

**附 則** (平成七年四月一四日農林水産省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成八年二月五日農林水産省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成八年四月一日農林水産省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成八年九月九日農林水産省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成八年九月一七日農林水産省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成八年九月一七日農林水産省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成九年一月五日農林水産省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成九年一月一九日農林水産省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成九年二月三日農林水產省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成九年四月一〇日農林水產省令第九号)

この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律(平成八年法律第六十七号)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成九年四月一一日農林水產省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成九年三月一〇日農林水產省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成九年三月一〇日農林水產省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成九年三月一〇日農林水產省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成九年九月二六日農林水產省令第六七号)

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

**附 則** (平成九年一〇月一七日農林水產省令第七二号)

この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。

**附 則** (平成九年一〇年三月二七日農林水產省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月二七日農林水產省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一〇年四月九日農林水產省令第一六号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月二七日農林水產省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月二七日農林水產省令第七七号)

この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月二七日農林水產省令第七七号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月二七日農林水產省令第八五号)

この省令は、公布の日から施行する。

壳市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の協定第一条の日本国沿岸の地先合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキゾウムシの繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令(以下「関係省令」という。)に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

この省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

**附 則** (平成九年九月二六日農林水產省令第六七号)

この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

**附 則** (平成九年一〇月一七日農林水產省令第七二号)

この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

**附 則** (平成九年一〇年三月二七日農林水產省令第一六号)

この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

**附 則** (平成九年一〇年三月二七日農林水產省令第二八号)

この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

**附 則** (平成九年一〇年三月二七日農林水產省令第七七号)

この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

**附 則** (平成九年一〇年三月二七日農林水產省令第八五号)

この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。





この省令は、令和二年十一月一日から施行する。ただし、別表一の改正規定中「*Hapl othri ps nigr icornis*」、「*Hapl othri ps robust u s*」、「*Ph ena co ccus soleno p sis*」、「*Hel ix aspersa*」及び「*Gra pev ine vein necr osis*」を削る部分、別表一の二の改正規定中「エスワティニ」、「北マケドニア共和国」及び「カーボベルデ」を加える部分並びに「スワジラント」、「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」及び「カーボヴェルデ」を削る部分、別表二の改正規定中「北マケドニア共和国」及び「エスワティニ」を加える部分並びに「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を削る。

**附 則**（令和元年二月一六日農林水産省令第四七号）

令第二三号  
「の省令は、公布の日から施行する。  
附 則（令和元年一〇月二四日農林水産省令第四〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附 則（令和元年一二月一三日農林水産

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和元年七月二十九日農林水産省  
令第二二号）

この省令は、令和二年一月二十九日から施行する。ただし、別表二の改正規定中「及びギリシャ」を「ギリシア及びラトビア」に改める部分及び「エストニア」を削る部分並びに別表二の二の改正規定中「トルコ」、「チリ」及び「フィンランド」を削る部分は、公布の日から施行する。

国」及び「スワジランド」を削る部分並びに別表二の二の改正規定中「北マケドニア共和国」を加える部分及び「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を削る部分は、公布の日から施行する。

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（令和三年八月一九日農林水産省令第四九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和三年五月一〇日農林水産省  
令第三四号）  
**（施行期日）**  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
（昭和廿五年四月二十二日農林省令第十三号）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
**(経過措置)**

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則**（令和二年一月二日農林水産省  
令第七五号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（令和二年一月二日農林水産  
省令第八三号）

附 則（令和二年八月五日農林水産省令  
第五五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年九月一六日農林水産省  
令第六〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一〇月八日農林水産省  
令第七〇号）

2 この省令の施行の際にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**第二条** この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の植物防疫法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類等は、同条の規定による改正後後の植物防疫法施行規則の様式によるものとみなす。

る法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条の規定 公布の日

二 第一条中植物防疫法施行規則別表一の二の改正規定、同令別表二の改正規定、同令別表二の付表の改正規定及び同令別表二の二の改正規定 令和五年八月一日

附 則（令和四年一月八日農林水産省令第六四号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附 則（令和五年二月一日農林水産省令第五号）

(経過措置)  
行する。  
**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令は、公布の日から施行する。  
**(第四七号)**  
附 則（令和四年九月三〇日農林水産省  
令第五五号）

**附 則**（令和三年八月三一日農林水産省  
令第五〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（令和四年三月二二日農林水産省  
令第一八号）  
この省令は、公布の日の翌日から施行する。  
**附 則**（令和四年八月八日農林水産省令）

| 第一<br>おそれがある場合                                  | 有用動物  | 延した場合                   | 有用な植物に損害を与える    |
|---|---|-------------------------|-----------------|
| (一) 動物  | (二) 節足  | (三) 有効性                 | (四) 第一          |
| d A b A l A n A o A a A d A u A r A r s A u A b | A c a c i e s e g e r a l i f r a n t h o c i n u s a v i t t a t a c a l o l e p t a a u s t a c a t a e a u c a c a t a e a b g r a l l a s p i s p e | g r a l l a s p i s a g | 害動物             |
| e c a c a c e s e r i a a                       | c i z z r i l a   | g u e r r e r o         | 第一              |
| s i i i e r i a a                               | l l z z r i l a   | g u e r r e r o         | まん延した場合         |
| z z l l z z r i l a                             | z z r i l a   | g u e r r e r o         | に有用な植物に損害を与える   |
| i i y i a a a                                   | y i a a a   | g u e r r e r o         | あることが明らかである有効動物 |
| a a a a a                                       | a a a a a   | g u e r r e r o         | ある              |
| u n a n a a a                                   | n a a a a   | g u e r r e r o         | れる              |
| n c a n a a a                                   | c a n a a a   | g u e r r e r o         | おそれがある          |
| c a t a n a a a                                 | t a n a a a   | g u e r r e r o         | が               |
| o i a i a a a                                   | i a a a a   | g u e r r e r o         | ある              |





え D s D i D a D l D e D e D b D u D r D c D e D l D n D r D p D e D v D u D n D i D e ムシ)  
る y s y t y e y i y a u u u e r s o o o a i t u o o o d i n g i n f i n l p i n r i n  
う l l s i s s i s s a s l p c m r y l c c c n t u o o o o o e o c u l o a o o o o o o o o o o  
め e m i m m m a a i o a b o u c c i a l u s p l u p l a t a t a t a t a t a t a t a t a t  
い y i c i c s c o o h i s h i h p t o e g u u a n y l y p y p y p y p y p y p y p y p y p y  
お o  
こ c  
く u  
す s  
る l g f n i f o v a f l a f f i m m i o n s p p a l f c c c b a g  
れ r i n r o v a f l a f f i m m i o n s p p a l f c c c b a g  
ぱ



ムニシメラタナス



|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| s | T | s | T | T | n | T | u | T | T | a | T | T | T | T | n | T | T | i | T | T | e | T | t | T | o | T | k | T | i | T | a | b | T | e | T | g | T | d |
| i | h | i | h | h | u | h | s | h | h | l | h | h | h | h | i | h | h | s | h | h | p | h | o | h | n | e | s | t | e | c | e | r | e | t | c | e | a |   |
| m | r | s | r | r | s | r | r | r | i | r | r | r | r | r | s | r | r | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i |   |
| u | i | i | i | i | i | i | s | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i | i |   |
| s | p | p | p | p | p | p | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s |   |
| v | u | u | u | u | u | u | p | o | n | m | m | m | m | i | f | f | a | a | a | a | a | o | n | i | c | c | h | c | h | h | h | h | h | h | h |   |   |   |
| l | m | m | f | r | r | s | b | e | a | m | a | m | a | m | f | u | l | a | a | a | a | o | p | i | o | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h |   |   |   |
| g | a | a | r | r | v | v | c | s | s | i | j | r | o | g | r | c | r | u | s | t | g | u | e | s | e | u | s | u | s | u | s | u | s | u | s | u |   |   |
| a | t | t | r | r | u | u | o | o | d | r | o | r | i | i | i | i | i | u | s | t | u | g | u | e | u | s | u | s | u | s | u | s | u | s | u | s |   |   |
| t | i | i | r | r | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s | s |   |   |
| i | e | e | p | p | a | a | n | a | n | i | i | n | n | i | i | i | p | m | r | a | t | i | p | i | l | u | t | p | m | e | x | a | m | a | l | a | m |   |
| s | n | n | i | i | t | t | i | i | n | i | s | n | i | s | n | i | n | i | s | n | i | a | l | c | i | p | l | u | r | t | p | a | c | m | a | l | a | m |

g Z n Z i Z ム c Z s X o X g X i X i X r X c X a X u X o X r X p X o X g X g X x X i X y a X r X  
g a o s o d a シ) i a c y n y g y t y g y c y i y o y n l o y o r o a o i o n o r o s e c b o r o r y l e b o r u s  
t n n e b a b e l (ヒ o l o y u l e l e l l n l o r u e p t p e r e s i h o r e r u r u r u r u s  
u o o s r t r n o t u s t u s a p e a r e s i n r u r u r u r u r u s  
s c e e r u s u u t r m a r t h r e s n r r r e s i n r u r u r u r u s  
e r r u s s t e e (ケ p u r u p e i i d t h i s h t u s s s s  
r u s s e e n e (ブ プ e p e s p n r h i s h t o s s s s  
s s e e n e ラジル sub ハビ s s s u u s s l l r p p m p m m l f f e  
v a r i e b r i e g a o l u b マメカブ p u g r i e l p m a a i l m o m i p s e n o a t r e  
e l e r i e g a o l u b マメカブ p u g r i e l p m a a i l m o m i p s e n o a t r e  
r i e g a o l u b マメカブ p u g r i e l p m a a i l m o m i p s e n o a t r e  
i e g a o l u b マメカブ p u g r i e l p m a a i l m o m i p s e n o a t r e  
e

A N n M e H 枯病菌  
c e i o r y p t H i m G m G i G l G o r F r F r F E l l E i s D e D n D a D o C c C  
r o i n r p i n y n y c u e l l o s u s (エンドウ萎ちよう病菌)  
o n l i a o n x y l o n (ボブラ類ヒボキ)  
s e c o r i n e u l o n e p o p o r d i n s p o o t a p h a s t r a l  
p o r t r y m a m r o r r a a t x b o x y e s t a  
r a i a b v a c c i m e d i t m e d i t n g a  
n e o m s i v a c c i m e d i t n g a  
m



|   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| P | P | P | P | a | P | i  | P  | g  | P  | n | P | (ウ | P | a | b | P | a | b | P | a | b | P | i | P | f | P | r  | P | i | P | r | P | o | P | i | P | e | O | N |
| o | o | o | r | r | r | o  | o  | g  | o  | o | t | 輪  | t | u | i | t | u | i | t | u | i | t | u | e | p | e | u  | e | u | e | u | a | o | a | n | c |   |   |   |
| t | t | t | f | t | u | m  | t  | s  | t  | 紋 | め | u  | e | g | n | e | g | n | e | g | n | e | g | u | s | a | m  | a | s | g | s | s | a | o | o | c |   |   |   |
| a | a | a | a | a | s | a  | a  | o  | a  | 紋 | あ | p  | a | d | e | d | e | d | e | d | e | e | u | a | n | o | c  | h | h | u | o | o | o | o | o | c |   |   |   |
| t | t | t | v | t | v | s  | t  | t  | t  | ウ | い | m  | d | w | a | w | a | w | a | w | a | n | r | g | t | a | i  | y | v | e | o | o | o | o | o | s |   |   |   |
| o | o | o | i | o | o | a  | t  | s  | t  | イ | ル | s  | t | o | p | v | i | p | v | i | p | v | i | p | o | l | g  | t | a | i | r | m | n | s | s | s |   |   |   |
| r | r | r | r | r | i | c  | d  | v  | b  | ル | イ | ス  | ） | x | o | r | l | r | t | l | r | t | l | e | m | v | n  | c | c | l | e | o | u | l | o | o | s |   |   |
| v | v | v | v | v | u | r  | u  | a  | a  | ア | シ | ス  | ） | u | s | u | u | u | u | u | u | u | u | u | o | i | u  | u | u | u | u | u | u | u | u | u |   |   |   |
| i | i | i | i | i | s | o  | u  | u  | u  | u | u | u  | u | u | u | u | u | u | u | u | u | u | u | u | u | u | u  | u | u | u | u | u | u | u | u |   |   |   |   |
| r | r | r | r | r | s | u  | t  | v  | f  | テ | リ | ア  | ク | ） | v | s | s | m | s | s | m | s | a | s | r | u | u  | u | u | u | u | u | u | u | u | u | u |   |   |
| u | u | u | u | u | g | e  | e  | i  | o  | リ | ア | ク  | ） | r | s | s | m | s | s | m | s | a | s | a | u | u | u  | u | u | u | u | u | u | u | u | u |   |   |   |
| s | s | s | s | s | h | en | re | ru | ck | ル | イ | ス  | ） | i | 3 | s | s | e | 2 | s | e | 1 | s | e | a | c | is | l | p | r | w | o | u | u | u | u | u |   |   |
| V | U | T |   |   | d | t  | u  | u  | u  | u | u | u  | u | u | u | u | u | u | u | u | u | u | u | u | u | u | u  | u | u | u | u | u | u | u | u | u |   |   |   |
|   |   |   |   |   | w | s  | n  | i  | s  | イ | ス | ）  | i | y | i | y | i | y | i | y | i | y | v | a | v | u | s  | u | m | i | w | v | y | w | r | n | n | n |   |

v V o T o T o T u l T u g T n T u l S r S i S r l S l S r a S a S i a S i l S u u S w S i t  
 i a s u s o s o s o s o s o o g h s l w u w n w u d d w d w u f w r t w r o w s l w u a e u g  
 r l i l l a m a m a m N m s m s i o e s e e e s e e s e e v e u h e u r e i e l g t m a r g  
 u l s i i a i a i a e a e a p m w e e m e s e m e s e i c e e s e e s o e t m e e a e d m a r  
 s o p c t c t w t o t o b t 2 t o t p t o t p t r u y i | f o r c d s c  
 t v o o o f o o t l d s e t p e u r l p c p l p a v a n e  
 a i h v v D r b w p p a p c p t p c p s l p o o t v n e r i c e  
 r a i y i m e l l u r b v o o i o k o o l l o m o t s a k a t i r y u l s  
 m u l r e r o l l e u r i a t t c l t e t l l G a t t a t u e t o r y e u l s  
 o s o u l u t h a i o r r r a a a i a a i a G a t t a t u e t o r y e u l s  
 s s n s l s t i f t w u r f t t v t n t v t n t e t o r y e u l s  
 a n o o l n s y v o o i o g o o i o g o o l o n o t v  
 i e w e v c v r r r r v u v v m u m v l g l f c i c l s  
 c c i u i r r i y v u v v m u m v l g l f c i c l s  
 r m m r r r u i r e i s e i i s i i e i e v e v h r a o c a

ア、ナミビア、ダン、チユニア、  
南アフリカ共和国、モロッコ、  
リビア、アメリカ合衆国(ハコ)  
イ諸島を除く。以下この表に  
いて同じ)。(ナダ、ジャマニ  
カ、ペルトリコ、メキシコ、  
ハワイ諸島

e l l u s

三 ルコ、イルラン、トンド、アルバニア、ア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英國（グレート・ブリテン及び北アイル蘭）に限られる。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マラウイ、

い 1 t 果 よ ら に 発 ク s t m l わ 機 輸  
a t u S る れ 適 見 イ ( r u y れ 関 出  
a i s c 檢 る 切 す ム (セ i l t た に 国  
t s o 査 方 と る シ ス a t u S よ の  
u t m l の 法 認 た ジ ジ t i s c り 政  
s r u y 結 に め め を キ u s o 行 府





別表二（第九条関係）

エミカユチ t t p c s t t r C 植物病害と対応  
バイウチ a a i a i i a e 備考する有効性

西インド諸島  
(キューバ及び  
ドミニカ共和  
国を除く)、  
パナマ、パラ  
グアイ、ブラ  
ジル、ベネズ  
エラ、ペリ  
ズ、ペルー、  
ボリビア、エ  
ンジュラス、  
オーストラリ  
ア(タスマニア  
アを除く)、  
ハワイ諸島

ス、ジャボチカバ、スカエウオラ、ブルミエリ、そらまめ、  
てりはぼく、てんじ  
くいぬかんこ、なつ  
めやし、ナンセ、な  
んようざくら、にが  
うり、はてるまぎり、  
ハルペフィルム、カ  
ツフルム、フイリキ  
ウム・デキピエンス、  
フェイジヨア、ブテ  
イア・エリオスパタ、  
ブティア・カピタタ、  
フラゲラリア・グイ  
ネエンシス、フルエ  
ッゲア・ウイロサ、  
ブルケア・フェルギ  
ネア、ベルベリス、  
ホルステイー、ベン  
タロパロビリラ、ウ  
ンベルラタ、ボウレ  
リア・ペティオラリ  
ス、ポポー、ポリス  
ファエリア・バルウ  
イフォリア、マメー  
リンゴ、モノドライ  
グランディイディエリ  
ア・マウリティアナ、  
れいし、いちじく属  
ザンゲエバリクス、  
りゆうがん、ルデイ  
アングエリア属植物、  
かき属植物（付表第  
四十一に掲げる）  
を除く）、カリッサ  
属植物、ぐるみ属植  
物、くわ属植物、コ  
シコロバ属植物、コ  
ーヒーノキ属植物、  
すぐり属植物、すの  
き（こけもも）属植  
物、といいそう属植  
物、ドビアーリス属

植物、ドリペテス属  
植物、なつめ属植物、  
にんめんし属植物、  
ばしよう属植物（成  
熟していないバナナ  
の生果実を除く。）、  
パパイヤ属植物（付  
表第一に掲げるもの  
を除く。）、ばんじろ  
う属植物、ばんのき  
属植物、ばんれいし  
属植物、ひいらぎと  
らのお属植物、びや  
くだん属植物、ふう  
ちようぼく属植物、  
ふくぎ属植物、ぶど  
う属植物（付表第三、  
第五十四、第五十九  
及び第七十九に掲げ  
るもの）を除く。）、ふ  
ともも属植物、マチ  
ン属植物、マンゴウ  
属植物（付表第二、  
第三十六、第四十三、  
第五十一及び第五十五  
三に掲げるものを除  
く。）、もちのき属植  
物、ももたまな属植  
物、ユーチニア属植  
物、わた属植物、あ  
かてつ科植物、さぼ  
てん科植物（イエロ  
ーピタヤ及びヒロセ  
レウス・ボリリズス  
を除く。）、なす科植  
物（付表第三及び第  
三十一に掲げるもの  
を除く。）、ばら科植  
物（付表第四、第五  
十六、第六十五、第  
七十三及び第七十八  
ら第八まで、第三十  
九、第四十五、第五  
十六、第六十五、第  
七十三及び第七十八

二、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和國（香港を除く。）においてこのことを除く第三の国又は、二、

の交雑種をいう。以下同じ。) (付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く) の生果実  
かんきつ類(げつき) かつ、からたち属植物及び  
みかん(かんきつ) 属植物並びにこれら  
の交雑種をいう。以  
下同じ。) (付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げる  
ものを除く。) あま  
除く。) あかぎ、ア  
キ一、アザデイラク  
タ・エクセルサ、ア  
フゼリア・クシロカ  
ルルパ、アボカド(付  
表第八十九に掲げる  
ものを除く。) アランギウ  
ム・キネンセ、アラ  
ンギウム・サルヴィ  
ーフオリウム・アル  
タボトリス・シアメ  
ンシス、アルタボト  
リス・モンティロア  
エ、アルビニア・ム  
テイカ、アレンガ・  
ラ・ジャワニカ、イ  
クソラ・マクロティ  
ー、イカギナ・セネ  
ガレンシス、イクソ  
ラ・ジャワニカ、イ  
クソラ・マクロティ  
ー、イカギナ・セネ  
ガレンシス、イル  
ルサ、いちじく、い  
ちじくぐわ、いぬび  
わ、イルビンギア・  
ガボネンシス、イル  
ルサ、マラヤナ、  
ビンギア・マラヤナ、  
いんどめてんぐ、う  
どんげのき、ウバリ  
ア・カマエ、ウバリ  
ア・グラントイフロ  
ラ、エクスコエカリ  
ア・アガロカ、エラ  
エオカルブス・ハイ  
グロフィルス、おう  
きやし、おおいたび  
おおばいぬびわ、お

群エミンミン x l m c s i e s s l s o r c r c B  
種バコカ e p o e c p i a r d a e o t a

けみかん、サントール、シトロフォーチュニエラ、ミクロカルペ、しようべんのき、さらだも、すいか、スクレロカリア・ビレア、スコエフィア・フラグラランス、せいようかぼちや（付表第六十七に掲げるものを除く）、セルティス・テトランドラ、たいへいようぐるみ、たぶのき、ミア・マジス、ティレニア・オボバタ、デスマオス・キネンシス、テトラクトミア・マジス、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、とかどへちま（付表第七十五に掲げるものを除く）。トマト、トリファシア・トリフオリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのざれんし、なし、なつめやし、なんようざくら、がうり、ねぐらもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・バー・テリ、はくさんぽく、バツカウレア・ラケモサ・バツカウレア・ラミフロラ、パバイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。）はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ、バリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはさまめのき、びわ、

びんろうじゅ、ファ  
グラエア・ケイラニ  
カ、ファグラエア・  
ラケモサ、ファイク  
ス・エリゴドン、フ  
イクス・オットニー  
フォリア、ファイク  
ス・グロツスラリオ  
イデス、ファイクス・  
コンカティアン、フ  
イクス・ヒスピダ、  
ファイクス・ベンジヤ  
ミナ、ファイサリス・  
ミニマ、フェイジヨ  
ア、フラクトルティ  
ア・ルカム、ブレイ  
ニア・ラケモサ、ブ  
レオニア・キネンシ  
ス、ハイネア・トリ  
ジュガ、ヘチマ(付  
表第七十六に掲げる  
ものを除く)、ベルノキ、  
ポリアルティア・ロ  
ンギフォリア、ホリ  
ガルナ・クルツィー、  
まるばちしやのき、  
まるめろ、マンメ  
ア・シアメンシス、  
ミクソビルム・スミ  
ラキフオリウム、ミ  
クロコス・トメント  
サ、めじろほおずき、  
メロン、ももたまな、  
モモルディカ・バル  
サミナ、やえまあ  
おき、やぶにつけい、  
やまもも、ゆうがお  
（付表第六十九に掲げる  
ものを除く）、ら  
んばい、ランブータ  
ン、りゅうがん（付  
表第七十七に掲げる  
ものを除く）、りん  
ご、れいし（付表第

十三、第十四及び第  
七十一に掲げるもの  
を除く。)、レビサン  
テス・テトラフィラ、  
レビサンテス・ルビ  
ギノサ、わんび、あ  
かたねのき属植物、  
かき属植物、カリツ  
サ属植物、ぐみ属植  
物、コーキーノキ属  
植物、さくら属植物、  
とうがらし属植物、  
とけいそう属植物、  
なす属植物、なつめ  
属植物(付表第六十  
三に掲げるものを除  
く。)、にんじん属植物、  
植物、ばしよう属植  
物(成熟していない  
バナナの生果実を除  
く。)、ばんじろう属  
植物、ばんのき属植  
物、ばんれいし属植  
物、ひいらぎどらの  
お属植物、ヒロセレ  
ウス属植物(イエロ  
ーピタヤ並びに付表  
第五十二及び第五十  
五に掲げるものを除  
く。)、ふくぎ属植物  
(付表第四十に掲げる  
ものを除く。)、ぶどう  
属植物(付表第三  
十五から第十七ま  
で、第三十六、第四  
十八、第五十、第五  
十七及び第六十一に  
掲げるものを除く。)  
ユーテニア属植物、  
ランサ属植物、リカ  
ニア属植物、ロリニ

まほおずき、ジャボ  
チカバ、シロサボテ、  
すもも、せいようか  
りん、セメカルプ  
ス・アウストラリエ  
ンシス、ダウイドソ  
ニア・ブルリエンス、  
てりはばんじろう、  
てりはぼく、とうが  
らし、トマト、ナウ  
クレア・オリエンタ  
リス、ながばのごれ  
り、なし、なつめ  
やし、パパイヤ、ぱ  
らみつ、バーリントニ  
ア・カリブトラタ、  
バンジろう、ばんの  
き、びわ、ファグラ  
エア・グラシリペス、  
ファレリア・クレロ  
デンドロン、フイク  
ス・パンケリアナ、  
フェイジヨア、ブシ  
ディウム・アクタイン  
グルム、ブシディウム  
ム・ギネンセ、プラ  
ンコニア・カレヤ、  
ブレイオギニウム・  
チモリエンセ、ベニ  
スもも、ポウロウ  
マ・セクロビーフオ  
リア、ボメティア・  
ピンナタ、マクル  
ラ・ポミフェラ、ま  
るめろ、ミロバラン  
すもも、メロドル  
ム・ライヒアルティ  
ー、もも、やえやま  
あおき、ランブータ  
ン、りゆうがん、り  
んご、れいし、わん  
び、アクロニチア属  
植物、かき属植物、  
きいちご属植物、く

|         |         |
|---------|---------|
| ラグアイ、ブ  | ンド諸島、パ  |
| ラジル、フラ  | ンス領ギアナ、 |
| ベネズエラ、  | ベネズエラ、  |
| ペルー、ノリ  | ペルー、ノリ  |
| フォーク島、  | ハワイ諸島、  |
| ハワイ諸島、  | ポリネシア、  |
| ミクロネシア、 | メラネシア   |

|                         |                                    |
|-------------------------|------------------------------------|
| なす科植物の生茎葉<br>及び生塊茎等の地下部 | あざみ属植物、もう<br>ずいか属植物及びな<br>す科植物の生茎葉 |
|-------------------------|------------------------------------|

|  |  |  |
|--|--|--|
| ラ <sup>カ</sup> a a n l e e e s a o i p L<br>ドロ t e i m c d a r t n t e | 菌 ゆんモガ <sup>シ</sup> u i o b d e m i t h n S<br>病しがイヤ m c t i o n u r y c y | ムゾ <sup>イ</sup> u a c a t o<br>シウモ s t i s f s |
|--|--|--|

地下部の生塊茎等の十六に掲げるものを除く。)の種類及びその分布を示す(表第4回)。

|  |         |
|--|---------|
| ( ジ s s e h o s r a e o o G<br>ジ ャ i n i c t o r d b l | シハ<br>ム |
|--|---------|



i e i u a i n C型リア病ン+グキ<sup>力</sup> u a i e a r t a i e i u a i n C型リア病ン+グキ<sup>力</sup> s n c  
b r b L s t d d a カメ菌グニリツン s n c r m e c b r b L s t d d a カフ菌グニリツン u a

シユビコラアルス、ホメンキジ  
ピアルア、一ムニドトスココグ  
バニダナビリコラトリコ  
ゴーラムニカラトリコ  
ラララナマトスココグ  
ラジルアナマトスココグ  
ララギアフナトスココグ  
ペルーバラベニスルナトスココグ  
ペリーズベネズエラトスココグ  
ボリギアフナトスココグ  
十八  
ンチ  
アド  
アイ  
アル  
エウ  
ルゼ

あかてつ、アビウ、  
あんず、イエローピ  
タヤ（付表第八十五  
に掲げるものを除く  
。いちじく、カン  
ポマネシア・キサン  
トカルパ、キウイフ  
ルーツ、くだものと  
けい、クリソファイル  
ム・ゴノカルブム、  
こだちとまと、これ  
んし、さくらんぼ、  
ざくろ、サボジラ、  
ジジフス・ジヨアゼ  
イロ、ズエラニア・  
グイドニア、すもも、  
なし、パバイヤ（付  
表第八十四に掲げる  
ものを除く。）、びわ、  
フェイジョア、まる  
きんかん、マンゴウ  
（付表第四十三、第五  
十一、第五十三及び  
第八十七に掲げるも  
のを除く。）、もも、  
ももたまな、かき属  
植物、きいちご属植  
物（付表第八十二に  
掲げるものを除く。）、  
コーヒーノキ属植物、  
すのき（ニケモモ）

|                                  |   |                              |
|----------------------------------|---|------------------------------|
| バカメミ <small>(ミ)</small><br>エミリアナ | u u r t r<br>s l c e a f a p r s n            | h e t a A<br>s c t i a r t a |
| ア型                               | ア病ン <small>(シ)</small> トグキ <small>(カ)</small> | ジ菌グニリツン<br>u i a s e c       |

付表

九 削除  
台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるレモン、クレメンタイン並びにネーブル種、バレンシア種及びサンスティアナ種のスライドオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六　イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシヤムテ種及びバレンシア種のスワイートオレンジ、グレープフルーツ、スウェイーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

七　オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるカンキツ属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四　南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウェイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五　エスワティニから発送され、南アフリカ共和国を経由し、かつ、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウェイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三 オランダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるおらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

一 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパバイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

ウチソウ種のスウェイードオレンジ及びボメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 十一 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種及び台農二号種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 十二 フィリピンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 十四 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 十五 フィリピンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマニラス・ペー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 十六 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 十七 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるキオウサウエイ種、チョークアナン種、ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 十八 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるかぼちゃ及びメロンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 十九 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 二十 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの

二十一 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 二十二 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 二十三 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるファイアブライ特種、ファンタジア種及びレッドゴーレッド種のネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 二十四 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 二十五 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 二十七 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実  
 二十八 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 二十九 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいねわらであつて農林水産大臣の定める基準に適合してゐるもの  
 三十 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実  
 三十一 フランスから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるゴールデンデリシヤス種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 三十二 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入される巨峰種及びイタリア種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの

三十三 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 三十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 三十五 イタリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウェイードオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 三十六 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 三十七 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるセイユウスイカ種及びバンガルパリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 三十八 チリから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、スウェイードオレンジ(バレンシア)、サルステイアナ種、ラネラー種及びワシントンネーブル種のものに限る。(レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコット)の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 三十九 アルゼンチンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサ・種、チョウサ種、バンガルパリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 四十 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアンスリューム種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 四十一 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトミーアトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 四十二 マレーシアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハルマニス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 四十三 カンボジアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトライアンフ種のカキの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 四十四 ベルギーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 四十五 ベルギーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 四十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウェイードオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 四十七 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実  
 四十八 インドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサ・種、チョウサ種、バンガルパリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 四十九 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアンスリューム種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 五十 マレーシアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハルマニス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 五十一 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトミーアトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 五十二 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツンドバーツ及びヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 五十三 ベルギーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種及びトミー・アトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 五十四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバーリンカ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの

四十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 四十五 イタリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウェイードオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 四十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバンガルパリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 四十七 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサ・種、チョウサ種、バンガルパリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 四十八 インドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアンスリューム種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 四十九 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実  
 五十 マレーシアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハルマニス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 五十一 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトミーアトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 五十二 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツンドバーツ及びヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 五十三 ベルギーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種及びトミー・アトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの  
 五十四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバーリンカ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してゐるもの

五十五 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス属植物（ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・コスタリケンシス及びヒロセレウス・ポリリズス並びにこれらの交雑種に限る。）の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十六 トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラス・シンネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シンネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びマンダリンその他のシトラス・レティクラタの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十七 パキスタンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシンドリ種及びチヨウサ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十八 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトーンデイー種のボメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十九 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十 ベルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十一 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるカツチュー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十二 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるとうがらしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいんなどなつめの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十四 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十五 ベルトから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるうんしゅうみかんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十六 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるコロシントナリの生果実

六十七 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるせいとうかぼちやの生果実

六十八 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるペポかぼちやの生果実

六十九 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるゆうがおの生果実

七十 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

七十一 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるティイガウ種のれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

七十二 イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

七十三 エジプトから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レディクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラデイシ、マンダリンその他のシトラス・レモン、イクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

七十四 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるケドロスタイルス・ヒルテラの生果実

七十五 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるとかどうちまの生果実

七十六 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるへちまの生果実

七十七 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゆうがんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

七十八 モロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他の中のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

七十九 ベルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウイティエ・ウイニフエラに限る。）の生果実であるぶどう属植物の生果実

八十 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるもの

八十一 メキシコから発送され、別表二の十九の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実

八十二 メキシコから発送され、別表二の二十の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるきいちご属植物の生果実

八十三 メキシコから発送され、別表二の二十一の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるすのき（こけもも）属植物の生果実

八十四 メキシコから発送され、別表二の二十二の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるババイヤの生果実

八十五 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるイエローピタヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八十六 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、スワйтеオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八十七 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実

| 島 | 一<br>カ<br>合<br>衆<br>國<br>（ハワイ諸<br>島を除く） | 別表二<br>の二<br>（第九<br>条関係）   | 地域   | 植物  | 基準  |
|---|---|----------------------------|--|---|---|
|   |   |                            | 一<br>ア<br>メリ<br>カ  |   |   |
| 実 | ニュージー<br>ランド、ノ<br>ーフォー<br>ーク            | 八十八 アメリカ合衆国が定める基準に適合してゐるもの | 八十九 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアルファアルファ（アルファアルファ、おせんなり、さつまいも、さがお、せいよう、うひるがお、そらまめ、こだちどる、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージー | アルファアルファ（アルファアルファ、おせんなり、さつまいも、さがお、せいよう、うひるがお、そらまめ、こだちどる、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージー | 1 輸出国の政府機関による旨を記載し、輸出時に発行され、輸入時に受け取られるハス種のアルファアルファ（アルファアルファ、おせんなり、さつまいも、さがお、せいよう、うひるがお、そらまめ、こだちどる、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージー |



る検査が行われ、かつ、T<sub>u</sub>taah<sub>soluta</sub>（トマトキバガ）に侵されていないこと、が特記されていること。



切と認められ  
る方法による  
検査が行われ  
、かつ、Ra  
dophol  
us sim  
ili s (バ  
ナナネモグリ  
センチュウ)  
に侵されてい  
ないことが特  
記されてい  
ること。

、アセロラ、あさ  
ぶらつばき、アラビアコーエー  
、アンゲロニ  
ア・アングステ  
イフオリア、え  
のきぐさ、エラ  
エオカルブス・  
デキビエンス、  
エンテロビウ  
ム・コントルテ  
シリクウム、  
オエケクラデ  
ス・マクラタ、  
オルモシア・ホ  
シエイ、カリス  
テモン、ウイミ  
ナリス、キヤツ  
サバ、きゆうり  
、くずうこん、  
くちなし、クレ  
ロデンドルム、  
ウガンドンセ、  
くろみぐわ、く

1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しに、栽培地において Meloio dogyne を添付してあるものであること。

スタリカ、  
西インド諸  
島、ブラジ  
ル、ベネズ  
エラ、メキ  
シコ

わくさ、けいじと  
、ケレウス・ヒ  
ルドマンニアヌ  
ス、せんだん  
ぐさ、さざげ、  
さつまいも、さ  
ほおづき、しよ  
うが、しょうじ  
ようそう、しょ  
うじようぼく、  
じよおうやし、  
シロギニアヤム  
、しろこやまも

められる方法  
による検査が  
行われ、かつて  
M el o di  
o log y ne  
l ob i i  
e n t e r  
こと。  
に侵されてい  
ないことが特  
記されてい  
る

、イデイフオリア  
、ユーフォルビ  
ア・ブニケニア  
ヒロセレウス属  
植物、やぶらん  
属植物及びラン  
プランツ属植  
物の生植物の地  
下部であつて栽  
培の用に供して得  
るもの

1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写し添付してあるものであること。

2 1の検査証明書又はその写しには、そ栽培地において E u t y p a l a t a を発見するたを行われ、かために適切と認められる方法による検査が記されていること。

、オースト  
ラリア、ニ  
ュージーラ

島、オランダ、ギリシヤ、スイシス、スペイン、スロベニヤ、セルビヤ、ア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィン蘭、フランス、ベルギー、ベルク、リトニア、ルクニア、アメリカ、セントルクニア、アメリカ、カナダ

ロフオステモ  
ン・コンフェエル  
タム属植物、あ  
セビ属植物、あ  
めりかいかりそ  
う属植物、アル  
クトスタフィロ  
ス属植物、アル  
ブツス属植物、  
いすのき属植物  
、いちい属植物  
、いわなんてん  
属植物、うめが  
さそう属植物、  
うるし属植物、  
ウンベルラリア  
属植物、エリカ  
属植物、おがた  
まのき属植物、  
おしだ属植物、  
オリーブ属植物  
、かえで属植物  
、かなめもち属  
植物、かばのき  
属植物、がまづ  
み属植物、かや  
属植物、からま  
つ属植物、ガリ  
ア属植物、カル  
ナ属植物、カル  
ニア属植物、が  
んこうらん属植  
物、きいちご属  
植物、キスツツ  
属植物、きづた  
属植物、きよう  
ちくとう属植物  
、くすのき属植  
物、くしまで属  
植物、くり属植  
物、グリセリー  
ニア属植物、ク  
レマティス属植  
物、くろうめも  
どき属植物、く

付着していないことを確かめ、又は信頼する旨を記載した検査證明書又はその写しを添付してあるものであること。

2 1 の 検 查

説明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Phytophthora ramorum*に侵されていないことが特記されていること。

一 生植物については、栽培地において検査が行われること。

二 生植物以外については、*Phytophthora ramorum*を発見するために適切と認められる方法による検査が行われること。

三 生植物の上に効果を有すると認められる条件で熱処理が行われること。

ろばなろうばい  
属植物、ケアノ  
ソス属植物、ゲ  
ウイナ属植物  
げつけいじゆ属  
植物、ケラトニ  
ア属植物、こな  
ら属植物、さく  
ら属植物、しい  
属植物、しおで  
属植物、しなの  
属植物、さくら  
属植物、しや  
き属植物、しや  
りんとう属植物  
、ショワジア属  
植物、しらたま  
のき属植物、シ  
ンフオリカルボ  
ス属植物、セ  
コイア属植物、  
すぐり属植物、  
ゼノビア属植物  
すのき（こけも  
も）属植物、セ  
カザラ属植物、  
つづじ属植物、  
つばき属植物、  
つばめおもと属  
植物、つまどり  
属植物、て  
いかかずら属植  
物、とうひ属植  
物、ときわら  
属植物、ときわ  
さんざし属植物  
、ときわまんさ  
く属植物、とち  
のき属植物、と  
なりこ属植物、  
ミス属植物、な  
んきよくぶな属  
植物、にしきぎ  
属植物、にれ属  
植物、にわとこ

なぎ属植物、はこや  
しどい属植物、  
はしばみ属植物、  
はなずおう属  
植物、ばら属植物、  
バラクメリ属植物、  
ア属植物、パコ  
シティア属植物、  
はんのき属植物、  
属植物、ひいら  
ぎなんてん属植物、  
物、ひのき属植物、  
物、ばんれいし  
属植物、ひいら  
ぎなげ属植物、ひ  
属植物、フク  
シア属植物、ぶ  
な属植物、ヘテ  
ロメレス属植物、  
ス属植物、フク  
シア属植物、ぶ  
植物、までばし  
い属植物、まん  
さく属植物、み  
ずき属植物、め  
ぎ属植物、もくち  
せい属植物、も  
くれん属植物、  
もくれんもどき  
属植物、やぶこ  
うじ属植物、や  
ぶにんじん属植物、  
ユーカリノ  
キ属植物、ゆづ  
りのき属植物、ゆ  
りんご属植物及  
びりんねそう属植物、  
植物の生植物（種子及び果実を除く。）である

ル、ポベルウイマエルベキンスチヤ国ドダアオクタバン、ン  
、ポールガエツ、コビニア、ア、ニ、二、一、ラリニドア  
ルルラギリ、ク、アア、スス、クギア北オスライア、イト  
ートン、ア、ノ、デ、スロペスロカリ共マラトナ、アル  
マガド、ブルドンチセロバイイアシ和ケンリ、ウイルラコラ

|  |  |
|--|--|
| その他の部分<br>(種子及び果実<br>を除く。) 及び<br>これらの植物<br>葉、枝、樹皮  | 供するもの並び<br>にこれらの植物<br>の葉、枝、樹皮                                  |
| 葉、枝、樹皮そ<br>の他の部分が微<br>生物その他の生<br>物により分解さ<br>れて生じた有機<br>物であつて、植<br>物の植込みの用<br>又は植物が生育<br>するための土壤<br>の被覆の用に供<br>するもの | ゼルコウア・カ<br>ルピニフオリア<br>及びにれ属植物<br>の生植物(種子<br>及び果実を除く<br>。) 及び木材 |

|   |  |
|---|--|
| 1 | <p>輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその添写であるものであること。</p> |
| 2 | <p>1の検査證明書又はその添写であるものであることを認められる方による検査法</p>  |

アニア、ロシ  
ド、イングイ  
十九  
ネシア、タ  
イ、大韓民  
国、中華人民共  
和国、イスラ  
エル、トル  
コ、イタリ  
ア、ギリ  
シャ、セル  
ビア、ハン  
ガリー、ナ  
イジエリア  
、南アフリ  
カ共和国、  
アメリカ合  
衆国、コス  
タリカ、ブ  
ラジル、オ  
ーストラ利  
ア、北マリ  
アナ諸島、

か、せいようか  
ぼちや、せいようか  
うかぼちや及び  
にほんかぼちや  
の交雑種、とう  
がん、にがうり  
にほんかぼち  
や、ペポかぼち  
や、メロン並び  
にゆうがおの生  
植物（果実を除  
き、種子を含む  
。）であつて栽培  
の用に供する  
もの

輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫に有害動植物が付着していないことを確認する旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。



ロテ、アかじもさきアトらかアエな、マ、うお、アタフネごえテカギウめ、ヌンイウウウいううち、ウルン  
リイク・、かどき、ぬリカたらスクむかヨオろ、うりきお・、イレ、ぞビロネムがうムスティイわ、じいアマテ  
スゲロユグ・、ぎげスルちすキリぐじラリ、なおフエラアエのデニウム・、クキキだいく、た・ニイリス  
・ルトニレギ、よちタブ・、ムクスらのナガおおわあアン・、リヘンアム・、シ・、アキアれぬ  
ハスンベヴんきりちツスカギラタ・、き、ヌヒトスザリ・、マエカびシ・、ラ・、ロイイ・、ナ・そびい  
ロ・、リイばんゆこス・、リ・、タ・、カ・、カムしめずみノケクレ・、イスモエンエ・、アヌブル・、ルうえ、ち  
フクセナレいごうぐ、ビブか・、フマかき・、ばふめ、サリラモキち・、ンスタキカスルケウド・、よいアイ・  
ヘ

いがて  
る特記  
こと。  
され  
て

s s l  
i a  
d i a  
f o a

スシ、イツいデファしほせよた、いイルベのカムンく・、ミジウムムグサおンロウカはこだんようち  
、ユチ、ラさイオ・だ、いう、せばフマリかツ・、スルがテニイルこぬかあんぼう  
つケタた・んフラマ、せよちせいんオコひたムディのろシカ・シパ・、ソセイラガブベ・、ぐさぐく、  
るンルわラボロ・グ、いうくいよもリセゆび、イオいざフライシニシラもナ・ツス・、コさ、ごく  
うテパだいく、ラセナセよたとようろア・、らすウトが、オンリンクジ・、ズ・、コさ、お、こせ  
めん・ぎテ、ク・タうんううきこ・、ラス・、ずアリ・、しリダオプラギツきさア・、ラリ・、  
もシタクイダたンソリめぼ・、きづしせテペすめリクシンア・、リツウラ・、レコエノこ

デロテフラなクリくカ・シオレグアサフひシカオリシレクタ・、ナテフゼラん、アテん、  
イティロ・、イデげ・、ア・アスラクアめリエラクオラ・、ハ・、ナム・、ム・、  
フカコミアフリインふ・、リ・タリサグいエリツムノ・、ハ・、ナム・、ム・、  
ロ・サスルヌウじくマアラ・、スチナラムスム・、キ・、ハ・、ナム・、ム・、  
ラグ・、ヌラムム・、わゲ・、テフ・、レロくシ・、ペ・、ピス・、ギ・、  
・ラヘフスン・、・、ブばラフイイア・、ンさ・、ス・、ブヒルヒス・、リ・、ジノリ・、オツ・、  
ヘンテル・、グぶアテモニクフリンフ・、・、ラボフペタエ・、ゆキスペエシははいのニんかつし

のあアスタテラコ・、ラのア・ルユややリテリイばニイカレイリク・、コフリ・、カラガルウママじこ・、アルテ  
き属ロ・、・ルムルラ・、きシユテ・、ぶなスイネア・、アオリミキツラメペロキムざ・、レビイル・、  
植物・、グルカムヌムテク・、エニイゲちぎ・、アアス・、ナラクアナサイリ・、ルツく・、ウフウガ・、ほヘメ  
ん物・、ラドレス・、スナイレライペフニ・、よばや・、レト・、・ス・、リ・、リタテスス・、ムロアレホ・、そライレ  
そ・、アンヴペ・、リビテヴ・、ルオア・、ろぐ・、リ・、ルモモカ・、マスオ・、・・、ジギ・、なん・、ラ・、ツホ・、  
うあかデイン・、アスダイア・、ゆスリ・、ギ・、みで・、ネモムンミロモク・、ツ・、シナメラ・、・、じく・、  
属きシイギシルラ・、・、カテリ・、アミ・、アン・、テジリ・、デロメフメンタリミメ・、さあんルマル・、・、はばリア









| 植物の栽培における検査      |   |                        |              |            |                                  |       |                                    |                                 |                                 |
|------------------|---|------------------------|--------------|------------|----------------------------------|-------|------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 別表二の四(第三十一条の三関係) |   |                        |              |            |                                  |       |                                    |                                 |                                 |
| 検査の区             |   | 検査の内                   |              | 検査の容       |                                  | 検査の分  |                                    | 検査の区                            |                                 |
| 線虫検査             | 查 | 栽培検定                   | 微生物学的検査      | 血清学的診断     | 遺伝子診断                            | 遺伝子検査 | 検査の度数                              | 検査の子                            | 検査の遺伝子検査                        |
| 病原性検             | ・ | による病                   | 機械器具その他の設備   | 機械器具その他の設備 | 恒温器                              | 核酸増幅器 | 一                                  | 保護具                             | 一 顕微鏡                           |
| 徴診断              | ・ | への接種                   | 温室又は人工気象機器   | その他中欄に掲げる内 | 滅菌器                              | 二 減菌機 | 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備    | 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備 | 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備 |
| 機械器具その他の設備       | 二 | 容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備 | 二 その他中欄に掲げる内 | 機械器具その他の設備 | その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備 | 一 恒温器 | 三 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備 | 一 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備 | 一 顕微鏡                           |

| 別表二の六（第三十一条の四関係）                       |       | 検査の区分   |           | 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査         |           | 機械器具その他の設備                        |  |
|--|-------|---|-----------|----------------------------------|-----------|-----------------------------------|--|
| 島（諸の分七緯三<br>大を東南以度二<br>含諸島西南十北）<br>む。） |       | 島（諸の度緯二<br>大を東南以度三<br>島西南十北）<br>く。）                               |           | 島重及古島（大東諸島山び群除八島宮）<br>一六度二諸島南以十北 |           | 植物又は指定物品                          |  |
| （種子及び果実を除く。）                           |       | （さつまいも属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根であつて第三十五条の五第一項の消毒の確認を受けたものを除く。）） |           | （かぼちゃ、すいか及びとうがんの生果実）             |           | （二二その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備） |  |
| 病菌<br>グニリツン                            | シングキカ | ガメモマサ<br>イノイツ   | エミウ<br>バリ | 物害は物害ると必止延（まん）<br>植有又動有す要を防      | （まん）<br>考 | 備                                 |  |

|                                   |                  |       |  |  |  |  |                                    |
|-----------------------------------|------------------|-------|--|--|--|--|------------------------------------|
| 生のンカンボ                            | 品物定指は又植物         |       |  |  |  |  | 二 北緯二十六度<br>（大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。） |
| くルチメ化臭                            | 法方               | 消毒の基準 |  |  |  |  |                                    |
| んくルチメ化臭                           | 量薬及び剤薬用使         |       |  |  |  |  |                                    |
| ○ う 一<br>度 二 五                    | 温 度 基 消<br>度 準 毒 |       |  |  |  |  |                                    |
| 半 間 時 二                           | 間 時 毒 消          |       |  |  |  |  |                                    |
| 果実の臭化メチル                          | 備考               |       |  |  |  |  |                                    |
| 1 カクハーン装置で庫内ガスをかくはんし、ガス濃度の均一化を図る。 | くん蒸中は、ポンカンの生     |       |  |  |  |  |                                    |

| のヤイパパ                   | 実果生のトマト          | 実果  |
|-------------------------|------------------|-----|
| 理処熱蒸                    | 蒸んくるチメ化臭         | 蒸ん  |
| ムラグ〇五りた当ルトメ方立一庫蒸んくるチメ化臭 | ムラグ〇五りた当ルトメ方立一庫蒸 |     |
| 六度四五                    | 〇度二五   八度二〇      |     |
| 分十三                     | 間時四              | 間時三 |

| 実果生のンマ   ピ                 | 実果生のめまんげんい | 実果生のンロメトツネ | 実果生       |
|----------------------------|------------|------------|-----------|
| 理処熱蒸                       | 蒸んくるチメ化臭   | 理処熱蒸       |           |
| ムラグ五三りた当ルト   メ方立一庫蒸んくるチメ化臭 |            |            |           |
| 八三   四度 · 四三               | ○   一度二五   | 八三   四度二〇  | 六三   四度四五 |
| 間時三                        | 半間時二       | 間時二        | 分十三       |

7 にがうりの生  
果実の蒸熱処理  
は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫の立方メートル当たり一〇〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。  
8 さつまいもの生塊根の蒸熱処理は、湿度九五パーセント以上の蒸熱処理庫内において、当該蒸熱処理庫内の温度を四時間で三一度から四度まで一定の上昇率で上げてから行う。  
9 消毒基準 温度は、くん蒸にあつてはくん蒸庫内の温度とし、蒸熱処理にあつては生果実又は生塊根の中の心の温度とする。  
10 消毒は、包装前にすかし箱に入れて行う。  
11 消毒は、植物防疫所長が定める基準に該当する施設等において行う。

|                        |                             |           |            |            |            |
|------------------------|-----------------------------|-----------|------------|------------|------------|
| (島西の以六二北一<br>大東諸南南度十緯) | 植物<br>(第三十五条の七関係)           | 地域<br>別表六 | 根塊生のもいまつさ  | 実果生のりうがに   | 実果生のウゴンマ   |
|                        |                             |           | 理処熱蒸       | 理処熱蒸       | 理処熱蒸       |
|                        |                             |           |            |            |            |
|                        |                             |           | 八々四<br>度四七 | 六々四<br>度四五 | 四々四<br>度四三 |
|                        |                             |           | 分十間時三      | 分十三        | 間時三        |
|                        |                             |           |            |            |            |
| ミミ<br>バカ<br>エン<br>コ    |                             | 考備        |            |            |            |
|                        | 物植有又動有す要を防ん(一<br>害は物害ると必止延ま |           |            |            |            |

○除島山八及群宮諸島、  
くを群重び島古

オーリーブ、おらんたいちご、  
ぐるみ、なし、なつめや  
し、やまもも、りんご、  
あかぎ、アキー、アザデ  
イラクタ・エクセルサ、  
アフゼリア・クシロカル  
パ、あまめしば、アラン  
ギウム・キネンセ、アラ  
ンギウム・サルヴィーフ  
オリウム・アルタボトリ  
ス・シアメンシス・アル  
タボ・トリス・モンテイロ  
アエ、アルビニアン・ムテ  
イカ、アレンガ・ウエス  
ターハウティー、イカキ  
ナ・セネガレンシス、イ  
クソラ・ジヤワニカ、イ  
クソラ・マクロティルサ、  
いちじくぐわ、いぬびわ、  
イルビンギア・ガボネン  
シス、イルビンギア・マ  
ラヤナ、うどんげのき、  
ウバリア・カマエ、ウバ  
リア・グランディフロラ、  
エクスコエカリア・アガ  
ロカ、エラエオカルプ  
ス・ハイグロフィルス、  
おうぎやし、おおいたび、  
おおばいぬびわ、おおば  
らいちご、おきなわすず  
めうり、オクレイナウク  
レア・メインゲイイ、オ  
ピリア・アメンタケア、  
カカラオノキ・カシユーナ  
ツツ、カツパリス・セピ  
アリア・カツパリス・ト  
メントサ、からすうり、  
キオナンツス・パーキン  
メリカナ・キサントフィル  
ム・アモエヌム・キサン  
トフィルム・フラウエス  
ケンス・キシメニア・ア  
んきじゅ、ククルビタ・  
アルギロスペルマ・グネ

ア、フイクス・グロツスク  
ラリオイデス、フイクス  
ス・コンカティアン、フイ  
クス・ヒスピダ、フイ  
クス・ベンジヤミナ、フ  
イサリス・ミニマ、フエ  
イジヨア、フラクールテ  
イア・ルカム、ブレイニ  
ア・ラケモサ、ブレオニ  
ア・キネンシス、ヘイネ  
ア・トリジュガ、ベルノ  
キ、ボリアルティア・ロ  
ングフォリア、ホリガル  
ナ・クルツィー、まるば  
ちしやのき、まるめる  
マンメア・シアメンシス、  
ミクソピルム・スマラキ  
フォリウム、ミクロコ  
ス・トメントサ、めじろ  
ほおずき、メロン、モモ  
ルディカ・バルサミナ、  
サンテス・テトラフィラ、  
レビサンテス・ルビギノ  
サ、かき属植物、ぐみ属  
植物、さくら属植物、な  
す属植物、ばしよう属  
植物（成熟していないバナ  
ナの生果実を除く。）、ば  
んのき属植物、ひいらぎ  
とらのお山植物、マンゴウ  
ウ属植物（マンゴウを除  
く。）、なつめ属植物、と  
けいそう属植物、あかべ  
つか植物、ふともも属植物  
物、ばんれいし属植物、  
ふくぎ属植物、とうがら  
し属植物（ピーマンを除  
く。）、あかたねのき属植物  
物、コヒーノキ属植物、  
にんめんし属植物、ばん  
じろう属植物、ランサ属  
植物、ヒコセレウス属植物  
物（イエロー・ピタヤを除  
く。）、ぶどう属植物、カ  
リツサ属植物、ユーニグ  
ニス・コンカティアン、フイ  
クス・ヒスピダ、フイ  
クス・ベンジヤミナ、フ  
イサリス・ミニマ、フエ  
イジヨア、フラクールテ  
イア・ルカム、ブレイニ  
ア・ラケモサ、ブレオニ  
ア・キネンシス、ヘイネ  
ア・トリジュガ、ベルノ  
キ、ボリアルティア・ロ  
ングフォリア、ホリガル  
ナ・クルツィー、まるば  
ちしやのき、まるめる  
マンメア・シアメンシス、  
ミクソピルム・スマラキ  
フォリウム、ミクロコ  
ス・トメントサ、めじろ  
ほおずき、メロン、モモ  
ルディカ・バルサミナ、  
サンテス・テトラフィラ、  
レビサンテス・ルビギノ  
サ、かき属植物、ぐみ属  
植物、さくら属植物、な  
す属植物、ばしよう属  
植物（成熟していないバナ  
ナの生果実を除く。）、ば  
んのき属植物、ひいらぎ  
とらのお山植物、マンゴウ  
ウ属植物（マンゴウを除  
く。）、なつめ属植物、と  
けいそう属植物、あかべ  
つか植物、ふともも属植物  
物、ばんれいし属植物、  
ふくぎ属植物、とうがら  
し属植物（ピーマンを除  
く。）、あかたねのき属植物  
物、コヒーノキ属植物、  
にんめんし属植物、ばん  
じろう属植物、ランサ属  
植物、ヒコセレウス属植物  
物（イエロー・ピタヤを除  
く。）、ぶどう属植物、カ  
リツサ属植物、ユーニグ

| 別表七<br>(第三十五条の七関係) |   | 地域  | 島嶼除くを論、徳之島を除く。                                    |  | 諸島を含み、島嶼除くを論、徳之島を除く。                                     |  |                                      |
|--------------------|---|---|---|--|--|--|--------------------------------------|
| 島                  | 島   |   | 島   | 島  | 島  | 島  |                                      |
| 四<br>原諸島           | 四<br>北緯三十度以南の南北諸島                                 | 一<br>北緯二十六度以南の南西諸島<br>(大東諸島、宮古群島及び八重山<br>群島を除く。)              | 二<br>北緯二十九度十一分以南の南<br>西諸島<br>(大東諸島を含む。)、小笠<br>原諸島 | シ<br>キ<br>ゾ<br>ウ<br>ム                                    | ア<br>リ<br>モ<br>ド<br>ア<br>フ<br>リ<br>カ<br>マ<br>イ<br>マ<br>イ | ラ<br>ス<br>・<br>ダ<br>ウ<br>イ<br>・<br>ミ<br>ク<br>ロ<br>シ<br>ト<br>ラ<br>シ<br>ア<br>エ<br>グ<br>ロ<br>ブ<br>シ<br>ス<br>・<br>チ<br>ヴ<br>ア<br>リ<br>エ<br>リ<br>・<br>ア<br>タ<br>ラ<br>ン<br>テ<br>イ<br>・<br>ミ<br>シ<br>オ<br>ニ<br>ス<br>・<br>カ<br>ロ<br>デ<br>ュ<br>ラ<br>ム<br>・<br>カ<br>ペ<br>ン<br>シ<br>ス<br>・<br>ア<br>ウ<br>ノ<br>リ<br>ン<br>ゴ<br>・<br>ツ<br>・<br>シ<br>ト<br>ロ<br>ゲ<br>コ<br>ウ<br>ジ<br>・<br>バ<br>ル<br>サ<br>モ<br>シ<br>ト<br>ラ<br>ス<br>・<br>ダ<br>ウ<br>イ<br>・<br>ミ<br>ク<br>ロ<br>シ<br>ト<br>ラ<br>ラ<br>・<br>ア<br>シ<br>シ<br>ト<br>ノ<br>ト<br>ラ<br>ス<br>・<br>ア<br>ウ<br>ス<br>ト<br>ラ<br>リ<br>ス<br>・<br>ワ<br>ン<br>ピ<br>及<br>び<br>さ<br>る<br>か<br>け<br>み<br>か<br>ん<br>属<br>の<br>生<br>物<br>(種<br>子<br>及<br>び<br>果<br>実<br>を<br>除<br>く。) | カ<br>ン<br>キ<br>ツ<br>ン<br>グ<br>病<br>菌 |
| 四<br>原諸島           | 三<br>北緯二十八度四十分以南の南<br>西諸島<br>(大東諸島を含む。)、小笠<br>原諸島 | 二<br>北緯二十九度十一分以南の南<br>西諸島<br>(大東諸島を含む。)、久米<br>島、奥武島(沖縄県島尻郡久米島 | シ<br>キ<br>ゾ<br>ウ<br>ム                             | ア<br>リ<br>モ<br>ド<br>ア<br>フ<br>リ<br>カ<br>マ<br>イ<br>マ<br>イ | ム<br>イ<br>モ<br>ゾ<br>ウ                                    | バ<br>エ<br>ビ<br>ウ<br>リ<br>ミ   | 植<br>物<br>又<br>は<br>有<br>害<br>動<br>物 |



第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）

|  |  |
|--|--|
| <p>第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）</p> <p>第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）</p> <p>第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）</p> |  |
| <p>第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）</p> <p>第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）</p>  |  |
| <p>第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）</p>   |  |

第一号様式（第七条関係）

|   |  |
|---|--|
| <p>第一号様式（第七条関係）</p> <p>第一号様式（第七条関係）</p> |  |
| <p>第一号様式（第七条関係）</p>                     |  |
| <p>第一号様式（第七条関係）</p>                     |  |

第三号様式（第七条関係）

|   |  |
|---|--|
| <p>第三号様式（第七条関係）</p> <p>第三号様式（第七条関係）</p> |  |
| <p>第三号様式（第七条関係）</p>                     |  |
| <p>第三号様式（第七条関係）</p>                     |  |

第三号様式（第七条関係）

|   |  |
|---|--|
| <p>第三号様式（第七条関係）</p> <p>第三号様式（第七条関係）</p> |  |
| <p>第三号様式（第七条関係）</p>                     |  |
| <p>第三号様式（第七条関係）</p>                     |  |

|                |   |
|----------------|---|
| 第三号の様式（第七条の別表） |   |
| (輸入禁止品輸入許可届出書) |   |
| 農林水産省告示        | 第 号                                       |
|                | 住所  |
|                | 職業  |
|                | 氏名  |
| 年 月 日          | 日本で申請のあつた下記の輸入禁止品の輸入は、下記の<br>の条件を付して許可する。 |
| 年 月 日          |   |
| 農林水産大臣         |   |
| 記              |   |

第三号の三様式（第七条関係）

輸入禁止品癆禁等令書

年月日

.....販  
鴻林水産大区

|                |    |               |       |
|----------------|----|---------------|-------|
| 植物防疫法第<br>合する。 | 条第 | 項の規定により下記のとおり | することを |
|----------------|----|---------------|-------|

|                     |        |    |    |
|---------------------|--------|----|----|
| 第四号様式(第十条関係)        |        |    |    |
| (イ) 植物、輸入禁止等輸入検査申請書 |        |    |    |
| 年                   | 月      |    |    |
| 植物防除官 所属            |        |    |    |
| 機械名                 | 機械名    |    |    |
| 輸入者名                | 輸出者名   |    |    |
| 輸送人住所名              | 輸送人住所名 |    |    |
| 種類・名稱               | 細数     | 容積 | 数量 |
| 備考                  |        |    |    |

第五号様式（第十五条関係）

第三回　「おまえの心が、どうかわからぬ。」  
　　「おまえの心が、どうかわからぬ。」  
　　「おまえの心が、どうかわからぬ。」

第六号様式（第十六条関係）

第七号様式（第十九条関係）

|  |  |
|--|--|
| 第七回特式(十九回同様)   |  |
| ○  |  |
| 備考   |  |
| (1) 一箇には、植物の名前と<br>其の別名を記入すること。<br>(2) 葉面は、被物の日付を表す<br>する。 |  |
| B  |  |
| 年 月 日  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用紙  |  |
| 種 別  |  |
| 取 手  |  |
| C  |  |
| 種 号  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| 年 月 日  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| D  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| E  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| F  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| G  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| H  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| I  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| J  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| K  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| L  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| M  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| N  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| O  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| P  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| Q  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| R  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| S  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| T  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| U  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| V  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| W  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| X  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| Y  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |
| Z  |  |
| 植物検査所(支文又江渡事務)   |  |
| 植物検査官 氏 名  |  |
| 植物検査令合紙用書  |  |

第八号様式（第十九条関係）

|   |   |
|---|---|
| 第九回式(第十九条規則)<br> | <b>参考</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) .....の施設は、被検者防護<br/>所又は被検者手帳の発行を受けることとする。</li> <li>(2) 許可は、検査料金を支拂う<br/>者に付す。</li> </ol> |
| <b>B</b>  |   |
| 年 月 日<br>動植物検査所(――支所又は出張所)<br>植物検査官 氏 名<br>植物等輸入検査係<br>植物検査官<br>植物検査官<br>植物検査官<br><b>C</b>            | 年 月 日<br>動植物検査所(――支所又は出張所)<br>植物検査官 氏 名<br>植物等輸入検査係<br>植物検査官<br>植物検査官<br>植物検査官<br><b>D</b>  |
| 植物等輸入検査所用紙<br>植物検査官用紙<br>植物検査官用紙<br><b>E</b>  |   |



## 第十一号の二様式（第二十二条の二関係）

第十一号の二様式（第二十二条の二関係）

|  |              |
|--|--------------|
| 輸入者名及び登録番号                               | 輸入地主に利用許可申請書 |
| 下記のとおり<br>を利用したいので許可願いたく<br>お問い合わせいたします。 |              |
| 年 月 日                                    | 在 治<br>籍 名   |
| 農林水産大臣 記                                 |              |
| 被者名及び学名                                  |              |
| 種類                                       |              |
| 利得の目的                                    |              |
| 寄受人の住所・施設・氏名                             |              |
| 利得中の管理方法及び販路                             |              |
| 利得中の輸出用港及び輸入用港                           |              |
| 利得中の運送方法                                 |              |
| その他の考慮となるべき事項                            |              |

## 第十一号の三様式（第二十二条の二関係）

第十一号の三様式（第二十二条の二関係）

|             |   |
|-------------|---|
| 農林水産省指令 第 号 | (輸入禁止品利用許可済全部)                          |
| 年 月 日       | 付て申請のあった下記の輸入禁止品の利用は、下記の条件<br>を付して許可する。 |
| 農林水産大臣 記    |   |
| 1 輸入禁止品     |   |
| 2 前作        |   |

## 第十二号様式（第二十三条関係）

第十二号様式（第二十三条関係）

|                |            |     |     |     |
|----------------|------------|-----|-----|-----|
| (イ)            | 植物等輸出検査申請書 |     |     |     |
| 年 月 日          | 在 治<br>籍 名 |     |     |     |
| 農林水産大臣 記       |            |     |     |     |
| 出荷地名(種)名       |            |     |     |     |
| 登記 分 類 及 ピ 庫 号 |            |     |     |     |
| 植 種 子 定 月 日    |            |     |     |     |
| 植 種 度 在        |            |     |     |     |
| 出荷 地 入 住 所 大 小 | 申輸入国名      |     |     |     |
| 出荷 受 入 住 所 大 小 |            |     |     |     |
| 輸入地の輸出検査手数料    |            |     |     |     |
| 出荷地・名称         | 学 名        | 解 釈 | 數 量 | 原 地 |
| 備考             |            |     |     |     |

備考：輸出検査申請書を有する場合は、その旨を備考欄に記入することもしくは、本申請書に記入すること。  
① 付けること。  
② 他の申請書には、英文を併記すること。

(ロ)

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 植物等輸出検査申請書(内輸出) | 在 治<br>籍 名 |
| 年 月 日           | 農林水産大臣 記   |

|                |       |     |     |     |
|----------------|-------|-----|-----|-----|
| 出荷地名(種)名       |       |     |     |     |
| 登記 分 類 及 ピ 庫 号 |       |     |     |     |
| 植 種 子 定 月 日    |       |     |     |     |
| 植 種 度 在        |       |     |     |     |
| 出荷 地 入 住 所 大 小 | 申輸入国名 |     |     |     |
| 出荷 受 入 住 所 大 小 |       |     |     |     |
| 輸入地の輸出検査手数料    |       |     |     |     |
| 輸入地の管理方法       |       |     |     |     |
| 輸入地の運送方法       |       |     |     |     |
| 出荷地・名称         | 学 名   | 種 数 | 數 量 | 原 地 |
| 備考             |       |     |     |     |

備考：① 被者検査書を有する場合は、その旨を備考欄に記入することもしくは、本申請書に記入すること。  
② 付けること。  
③ 他の申請書には、英文を併記すること。



第十四号様式（第三十条関係）

第十五号様式（第三十一条関係）

第十六号様式（第三十一条の七関係）

第十七号様式（第三十一条の九関係）

**備考** 登録の更新の申請にあっては、添付書類のうち、過去の申請時に提出したものからその内容に変更がない書類及び規則第30条第2項第4号に規定する書類については、添付を省略できる。

第十六号様式（第三十一条の七関係） 年 月 日

|  |      |
|--|------|
| 郵便番号   | 郵便局名 |
| 都道府県   | 市町村  |
| 代表者名   |      |
| 郵便番号における郵便区段番号   |      |
| 被験物種名<br>（既存・新規・試験用）   |      |
| 第1条の第7項に規定する被験物種の鑑定にかかる事項<br>被験物種の変異性を示さないもの、被験物種の変異性を示すもの、被験物種の変異性を示さないものと被験物種の変異性を示すもの |      |
| 第1条の第7項に規定する被験物種を含む場合、下記のとおり申請します。<br>是正   |      |
| 1 運送を行おうとする区分  |      |
| 2 法令10条の3各条号から11条に該当する者の有無   |      |
| 3 被験物種を行う事務所の所在地   |      |
| 事業者名   | 所在地  |
|  |      |
|  |      |
| 4 運送を行おうとする区域  |      |
| 事業者名   | 区域   |
|  |      |

備考 添付書類のうち、過去の申請時に提出したものからその内容に変更がない書類

|   |  |     |
|---|--|-----|
| 第十七種様式（第三十一条の九四四）   |  | 年 月 |
| 貴林水産大販 諸  |  |     |
| 登録免許権開設<br>住 所<br>代 表 者 氏 名   |  |     |
| 登録免許権の登録登録の更新>申請書の登録事項の変更届出書  |  |     |
| 登録登録の更新>申請書の登録事項に変更があったので、補助料50円(税別50円)を支拂い申込みます。其の上10万円の確定金を下さり、その上より引き出せます。 |  |     |
| 1 变更の内容   |  |     |
| 2 变更した年月日   |  |     |
| 3 变更の理由   |  |     |

備考 「1. 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

## 第十八号様式（第三十一条の十関係）

第十八号様式（第三十一条の十関係）  
年 月 日  
農林水産大臣 聞  
登録検査機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名  
登録検査機関の業務規範認可申請書  
植物防疫法（昭和25年法律第154号）第10条の9第1項前段の規定に基づき、  
業務規範を定めたので認可を求める。  
記

## 第十九号様式（第三十条の十関係）

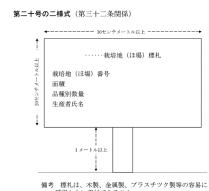
第十九号様式（第三十一条の十関係）  
年 月 日  
農林水産大臣 聞  
登録検査機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名  
登録検査機関の業務規範変更認可申請書  
植物防疫法（昭和25年法律第154号）第10条の9第1項後段の規定に基づき、  
業務規範を変更したいので認可を求める。  
記  
1. 変更の内容  
2. 変更の理由

備考 「1. 変更の内容」は、変更前及び変更後を附図にて記載すること。

## 第二十号様式（第三十一条の十二関係）

第二十号様式（第三十一条の十二関係）  
年 月 日  
農林水産大臣 聞  
登録検査機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名  
登録検査機関の業務規範変更認可申請書  
植物防疫法（昭和25年法律第154号）第12条の18第1項の規定に基づき、下記  
のとおり許可を求める。  
記  
1. 当該休止・復止による他の名称又は名稱及び所有地  
2. 当該休止・復止による事務所の名称及び所在地  
3. 当該休止・復止の予定期日  
4. 当該休止・復止の理由  
5. 休止・復止の理由

## 第二十号の二様式（第三十二条関係）



備考 但凡ては、木製、金属製、プラスチック製等の容器に  
適用しない場合は除くこと。

第二十一号様式（第三十四条関係）

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 第二十一号様式(第三十四条関係)                       |                             |
| 年度番号_____作業番号_____                     |                             |
| 下記_____は植物防疫法第13条の規定による検査に合格したことを認明する。 |                             |
| 植物防疫所_____植物防疫官_____                   |                             |
| 生産者<br>氏名<br>姓<br>名                    | 住所<br>地<br>址                |
| 種類<br>品種<br>生産地<br>栽培地                 | 品種<br>生産者<br>姓名<br>栽培地<br>名 |
| 面積<br>公<br>頃                           | 面積<br>公<br>頃                |
| 生産量<br>公<br>噸                          | 生産量<br>公<br>噸               |
| 生産年<br>年<br>月<br>日                     | 生産年<br>年<br>月<br>日          |

第二十二号様式（第三十四条関係）

|                              |                       |
|------------------------------|-----------------------|
| 第二十二号様式(第三十四条関係)             |                       |
| 検査合格証票                       |                       |
| 生産者<br>氏名<br>姓<br>名          | 生産地<br>地<br>址         |
| 栽培地<br>名                     | 栽培地<br>名              |
| 品種<br>名                      | 品種<br>名               |
| 栽培地<br>名                     | 栽培地<br>名              |
| 生産年<br>年<br>月<br>日           | 生産年<br>年<br>月<br>日    |
| 森林水道者<br>姓名<br>(又は出張所<br>名)  | 植物防疫所<br>(又は出張所<br>名) |
| 植物防疫官<br>姓名                  | 植物防疫官<br>姓名           |
| 参考_____の所には、植物防疫所の名前を記入すること。 |                       |

第二十二号の二様式（第三十五条の二関係）

|   |             |
|---|-------------|
| 第二十二号の二様式(第三十五条の二関係)  |             |
| 第<br>号<br>年<br>月<br>日                                       | 植物防疫官等監査件可記 |
| 森林水道者<br>下記_____は、植物防疫法施行規則第35条の第1項の許可を受けたものであるこ<br>とを認明する。 |             |
| 許可番号及び学名<br>種<br>属<br>科<br>名<br>分<br>類<br>名<br>の<br>種<br>類  |             |
| 許可権者の姓名及び氏名<br>権利者が住所及び氏名                                   |             |

第二十二号の三様式（第三十五条の三関係）

|   |             |
|---|-------------|
| 第二十二号の三様式(第三十五条の三関係)  |             |
| 第<br>号<br>年<br>月<br>日                                       | 植物防疫官等監査件可記 |
| 森林水道者<br>下記_____は、植物防疫法施行規則第35条の第1項の許可を受けたものであるこ<br>とを認明する。 |             |
| 許可番号及び学名<br>種<br>属<br>科<br>名<br>分<br>類<br>名<br>の<br>種<br>類  |             |
| 許可権者の姓名及び氏名<br>権利者が住所及び氏名                                   |             |

## 第二十一号の三の二様式（第三十五条の三関係）

第二十二号の三の二様式（第三十五条の三関係）

（移動制限物等特許許可付合意書）

農林水産省指令 第 号

白所  
請求  
氏名

年 月 日

農林水産大臣

記

1. 移動制限物等  
2. 条件

## 第二十一号の四様式（第三十五条の四関係）

第二十二号の四様式（第三十五条の四関係）

（移動制限物等特許許可付合意書）

農林水産省指令 第 号

白所  
請求  
氏名

年 月 日

農林水産大臣

|                |               |     |     |     |     |
|----------------|---------------|-----|-----|-----|-----|
| 種類別出荷台帳        | （支局又は出荷地の機関印） |     |     |     |     |
| 出荷台帳           |               |     |     |     |     |
| 出荷予定期          |               |     |     |     |     |
| 出荷人の住所及び<br>社名 |               |     |     |     |     |
| 受取人の住所及び<br>社名 |               |     |     |     |     |
| 貨物包装の種類        |               |     |     |     |     |
| 貨物等の種類         | 総 数           | 英 数 | 中 数 | 日 数 | 國 数 |

## 第二十一号の五様式（第三十五条の四関係）

第二十二号の五様式（第三十五条の四関係）

（移動制限物等特許合意証明書）

第 号

年 月 日

植物防疫官 氏名

下記の………は、植物防疫法第16条の2第4項の規定に合致しことを認めた。

植物等の種類、株数及び数量

貯蔵方法の種類

貯蔵場所の住所及び  
社名

受取人の住所及び  
社名

年 月 日

## 第二十一号の六様式（第三十五条の四関係）

第二十二号の六様式（第三十五条の四関係）

（移動制限物等特許合意証明書）

植物等の種類

貯蔵方法の種類

貯蔵場所の住所及び  
社名

（ア）（イ）（ロ）（ハ）（ホ）（シ）（ス）（ク）（ク）（ク）  
（ア）（イ）（ロ）（ハ）（ホ）（シ）（ス）（ク）（ク）（ク）

年 月 日

（ア）（イ）（ロ）（ハ）（ホ）（シ）（ス）（ク）（ク）（ク）

## 第一二二号の七様式（第三十五条の四関係）



#### 備考

⑨ 一には、植物誌復刊(支  
所又は出版部)の名義を記入  
すること。

⑩ 数字は、検査印月日を記入  
すること。

第二十二号の八様式（第三十五条の四関係）



**備考**  
——には、被取扱技術の名前  
を記入すること。

第二十二号の九様式（第三十五条の五関係）

|          |   |   |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|---|---|
| 氏名       |   |   |   |   |   |   |
| 年 月 日    |   |   |   |   |   |   |
| 郵便番号     |   |   |   |   |   |   |
| 都道府県     |   |   |   |   |   |   |
| 市町村      |   |   |   |   |   |   |
| 郵便局名     |   |   |   |   |   |   |
| 電話番号(内線) |   |   |   |   |   |   |
| 送り主の住所   |   |   |   |   |   |   |
| 郵便番号     |   |   |   |   |   |   |
| 郵便局名     |   |   |   |   |   |   |
| 郵便局の種類   |   |   |   |   |   |   |
| 植物等の種類   | 根 | 茎 | 葉 | 花 | 果 | 考 |

## 第一二二号の十様式（第三十五条の五関係）

|  |     |
|--|-----|
| 第二十二号の様式(第三十五条の五四四)                        |     |
| 第<br>一<br>号                                |     |
| 申告記録物等又は消毒確認証明書                            |     |
| 年  | 月 日 |
| 種類の所定(一又は二又は提出用)                           |     |
| 種類の所定 氏名                                   |     |
| 下記被写物等について、被写物の疫病26条12項1項の病害の発生をしたことを明細する。 |     |
| 被写物の種類、取扱い方                                |     |
| 写 真 及 び 其 の 用 途                            |     |
| 被写人の住所及び氏名                                 |     |
| 被写人の住所及び氏名                                 |     |
| 消 痘 年 月 日                                  |     |

## 第二十一号の十一様式（第三十五条の五関係）

第二二号の十一様式（第三十五条の五関係）

|                                |
|--------------------------------|
| 輸出制限物等の登録証書                    |
| 輸出等の種類                         |
| 地名                             |
| 荷役口数の種類                        |
| 荷役の方法                          |
| （記入）に付して輸出登録料金を支拂ふことを<br>誓約する。 |
| 年月日                            |
| ……輸出地住所（……支拂支拂<br>山田）          |

## 第二十一号の十一様式（第三十五条の五関係）

（記入欄）



（記入欄）

（記入欄）



（記入欄）

## 第二十一号の十三様式（第三十五条の五関係）

第二二号の十三様式（第三十五条の五関係）

|                                |
|--------------------------------|
| 輸出登録料金                         |
| （記入）に付して輸出登録料金を支拂ふことを<br>誓約する。 |
| 年月日                            |
| ……輸出地住所（……支拂支拂<br>山田）          |

## 第二十一号の十四様式（第三十五条の八関係）

第二二号の十四様式（第三十五条の八関係）

|                                |
|--------------------------------|
| 輸出登録料金                         |
| （記入）に付して輸出登録料金を支拂ふことを<br>誓約する。 |
| 年月日                            |
| ……輸出地住所（……支拂支拂<br>山田）          |



## 第二十四号様式（第三十七条関係）

## 第二十五号様式（第三十八条関係）

## 第二十六号様式（日本産業規格A4）（第三十九条関係）

## 第二十七号様式（日本産業規格A4）（第四十二条関係）

第十二回の規定第3項、第十三回の規定第3項、第十四回の規定第3項

第十二回の規定第3項、第十三回の規定第3項

## 第二十六号様式（日本産業規格A4）（第三十九条関係）

第二十六号様式（日本産業規格A4）（第三十九条関係）

能力費用請求書

年月日

農林水産大臣 殿

氏名又は名前及び代表者名

被物販売法第19条第1項の規定に基づき、年月日自行付帳

力費用請求書により附された要領の能力にて下記費用を支拂ひ、別紙のとおり

費用の支出を認める旨の文書を添えてその支払を請求します。

| 金  |    | 金  |
|----|----|----|
| 区分 | 内訳 | 内訳 |
| 員数 |    |    |
| 単価 |    |    |
| 金額 |    |    |
| 備考 |    |    |

第二十七号様式（日本産業規格A4）（第四十二条関係）

能力費用請求書

年月日

農林水産大臣 殿

氏名又は名前及び代表者名

被物販売法第27条第1項の規定により賃料用紙の請求を受けた、下記のとおり申請します。

この申請により賃料用紙の請求を受けた場合は、被物販売法施行規則及び賃料用紙に上り告示事項に従い、被災人の義務を完全に履行することをお願いします。

- 一 請求者用紙の範囲及び枚数
- 二 具体的な概要
- (1) 請求する被物の種類及び被物の種類
- (2) 被害者名の開示
- 三 被害者からの請求を行うことを要し、次に該する理由
- 四 請求の範囲
- (1) 請求の範囲、実地確認及び実査
- (2) その他必要な事項

- 備考
- 1 国防小区域の範囲を明かすこと。
- 2 申請者が被物用紙である場合においては、記載事項を被物用紙等ごとに記載すること。
- 3 被害者用紙の範囲であり、請求を受けた被物用紙を被害者は本件に該するとして、その者に請求を行わせようとするときは、限りによります。被災の方法等を立派に明記すること。



|   |        |   |      |
|---|--------|---|------|
| 第三十二号様式(第百八十八条の四)                           |        |   |      |
| 貿易用器具付付手認知書                                 |        |   |      |
| 審<br>年<br>月                                 | 号<br>日 |   |      |
| 般   |        |   |      |
| 植物検査所長                                      |        |   |      |
| 年　月　日付の前記器具使用申請に對し、下記により交付する旨の決定があつたので通知する。 |        |   |      |
| 記   |        |   |      |
| 一 貿易用器具の種類及び分類                              | 年      | 月 | 日から  |
| 二 交付する場所                                    | 年      | 月 | 日本まで |
| 三 他の付記事項又は記入場所                              |        |   |      |
| 既存のもの又は新規                                   |        |   |      |
| その他各項                                       |        |   |      |

第三十三号様式（日本座席規格A4）（第四十九条関係）

单 月 日

|           |  |
|-----------|--|
| 種類        |  |
| 付属品       |  |
| 数量        |  |
| 農林水產省管理番号 |  |
| 借受終了期日    |  |
| 備考        |  |

第三十四号様式（日本産業規格A4）（第五十条関係）

|               |             |                |
|---------------|-------------|----------------|
| 販賣用具買賣契約書     |             | 年 月 日          |
| 森林水庫大區 殿      |             |                |
| 住 所           |             |                |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 |             |                |
| 年 月 日         | 付合賃貸業者承認通知書 | に依り借り受けた防除用機器は |

### 三 貸付期間延長の理由

### 第三十五号様式（第五十条關係）

|   |           |  |   |     |     |
|---|-----------|--|---|-----|-----|
| 被 |           | 植物防疫所長   |   |     |     |
| 年 | 月         | 日本切羽除害器具販賣促進獎美申請に対し、<br>期間を延長する旨の決定があつたので通知する。 |   |     |     |
| 記 |           |  |   |     |     |
| 一 | 賞付競争開催    | 年  | 月 | 日から | 日まで |
| 二 | 審査の結果及び発給 |  |   |     |     |
| 三 | 各賞品の名前    |  |   |     |     |

第三十六号様式（日本産業規格A4）（第五十四条関係）  
特殊用具届納帳  
年　月　日

森林火災大伐　般

住所

氏名又は会社名及び代表者氏名  
丁印は、年　月　日付賃料支拂額の書に記入して捺印したが、後後拂  
料を満了したので同書に捺印せしものと認めた場合について記載します。

記

|          |  |
|----------|--|
| 種類       |  |
| 付属品      |  |
| 数量       |  |
| 森林火災管理番号 |  |
| 借受印了期日   |  |
| 備考       |  |

備考  
備考欄には、当該借用器具の稼働日数及び修理回数開数、当該器具による經  
営幹部機、当該器具の使用者の有無及び使用の状況等を記載すること。